

HRC38 会議記録

房野 桂 作成

2018年6月18日(月)午前 第1回会議

議事項目 1: 組織上・手続上の問題

提出文書

1. 第38回人権理事か買いのアジェンダと注釈(A/HRC/38/1)

開会ステートメント

1. Vojislav Suc 人権理事会議長

議事項目 2: 国連人権高等弁務官年次報告書・高等弁務官事務所と事務総長報告書

開会ステートメント

2. Zeid Ra'Ad al Hussein 国連人権高等弁務官

訪問者開会ステートメント

3. Boris Johnson 英国外務英連邦問題大臣
4. Hassan Al Thawadi カタール・デリヴァリー遺産最高委員会事務総長

議事項目 3: すべての人権、開発への権利を含めた市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護

提出文書

1. 性的指向とジェンダー自認(SOGI)に基づく暴力と差別からの保護に関する独立専門家報告書(A/HRC/38/43)
2. 上記報告書付録---アルゼンチンへのミッション(A/HRC/38/43/Add.1)
3. 上記報告書付録---アルゼンチンのコメント(A/HRC/38/43/Add.2)
4. 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/38/34)

報告書プレゼンテーション

1. Victor Madrigal Borloz 性的指向とジェンダー自認に基づく暴力と差別からの保護に関する独立専門家
2. Clement Nyaletsossi Voule 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者

当該国ステートメント

アルゼンチン

意見交換対話

デンマーク(北欧・バルティック諸国を代表)、欧州連合、メキシコ(諸国グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、イスラエル、ベルギー、フランス、カナダ、モンテネグロ、ドイツ、チェキア、パレスチナ国、アイスランド、コロンビア、イラク、タイ、オーストラリア、スイス、オランダ、米国、スーダン、モロッコ、スペイン、リヒテンシュタイン、スロヴェニア、韓国、ギリシャ、ボ

ツワナ、チュニジア、アルバニア

コメント

Victor Madrigal-Borloz, Clement Nyaletsossi Voule

意見交換対話(継続)

ニュージーランド、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、南アフリカ、メキシコ、中国、アフガニスタン、ロシア連邦、キューバ、ジョージア、ポルトガル、エクアドル、ウクライナ、マルタ、英国、ルクセンブルグ、アイルランド、ナイジェリ、ア、アルメニア、ホンデュラス、モルディヴ、オーストラリア、国際人権サービス、スウェーデン LGBT 権利連盟(19 か国からの 23 名のトランス活動家との共同声明)、連合レインボウ社会インターナショナル、英国ヒューマニスト協会、人権法センター、CIVICUS---世界市民参画同盟、国際レズビアン・ゲイ協会、人権ハウス財団、Al Mezan 人権センター、アジア人権開発フォーラム、人口開発アクション・カナダ、性教育スウェーデン協会、共に死刑に反対、国際検閲反対センター、国際人種差別撤廃団体

まとめ

Victor Madrigal-Borloz, Clement Nyaletsossi Voule

6月18日(月)昼 第2回会議

議事項目3(継続)

提出文書

5. 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者報告書 (A/HRC/38/36)
6. 上記報告書付録---インドネシアへのミッション(A/HRC/38/36/Add.1)
7. 上記報告書付録---アルメニアへのミッション(A/HRC/38/36/Add.2)
8. ハンセン氏病を発症した人及びその家族に対する差別の撤廃に関する特別報告者報告書 (A/HRC/38/42)

報告書プレゼンテーション

1. Dainius Puras 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利に関する特別報告者
2. Alicce Cruz ハンセン氏病発症者とその家族に対す差別の撤廃に関する特別報告者

当該国ステートメント

アルメニア、インドネシア

意見交換対話

欧州連合、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、イスラエル、パキスタン、フランス、モルディヴ、マルタ騎士団、パレスチナ国、ブラジル、イラク、タイ、エジプト、セネガル、国連子ども基金、日本、ジブティ、モロッコ、パラグアイ、リトアニア、スペイン、イラン・イスラム共和国、トーゴ、ボツワナ、ハイティ、チュニジア、南アフリカ、中国、マレーシア、ロシア連邦、フィジー

日本のステートメント: Ms. Cruz はハンセン氏病を発症した人に対する差別と闘うために、飽くことな

く活動されている。日本は、国際社会が多様な包摂的社会を実現するために地方と地域のかかわりに重点を置くことがいかに重要であるかを強調する。日本は、関連諸国への正式訪問を行われるよう Ms. Cruz に要請する。

コメント

Dainius Puras, Alice Cruz

意見交換対話(継続)

コーティヴォワール、インド、ポルトガル、エクアドル、ボリヴィア多民族国家、ウクライナ、ベラルーシ、スロヴェニア、トリニダード・トバゴ、スーダン、ネパール、フィリピン、アゼルバイジャン、国際レスビアン・ゲイ連盟欧州地域 ILGA-EUROPE、国際民主弁護士協会、IUS PRIMI VRI 国際協会、国際カトリック子どもビューロー、フランシスカン・インターナショナル(人権ジュネーヴ、マイノリティ権利グループ・インターナショナル、VIVAT インターナショナルとの共同声明)、Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco、人口開発アクション・カナダ、子ども用ウクライナ代表団語インターナショナル、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、Verien Sudwind Entwicklungspolitik、性と生殖に関する権利センター、マイノリティ権利グループ・インターナショナル、世界市民協会、解放、Mbororo 社会文化開発協会 MBOSCUDA

まとめ

Dainius Puras, Alice Cruz

6月18日(月)午後 第3回会議

議事項目3(継続)

提出文書

9. 人権と国際連帯に関する独立専門家報告書(A/HRC/38/40)
10. 上記報告書付録---キューバへのミッション(A/HRC/38/40/Add.1)
11. 教育への権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/38/32)
12. 上記報告書付録---コーティヴォワールへのミッション(A/HRC/38/32/Add.1)

報告書プレゼンテーション

1. Obiora Chinedu Okafor 人権と国際連帯に関する独立専門家
2. Koumbou Boly Barry 教育への権利に関する特別報告者

答弁権行使

ロシア連邦: ウクライナ代表団は、手元の話から理事会の注意をそらそうとしているが、そのような慣行を止めるよう要請される。クリミアとセヴァストポールの市民は、民主的な国民投票の一部として情報を得た選択を行った。ウクライナは、平和的集会への権利に課せられた制限を含め、自国の問題に重点を置かなければならない。過去数年にわたって、抗議運動のみならず、野党の機能も抑圧されてきた。国家装置と極右テロ集団が藻のような目的で利用されている。そのような出来事のほとんどは、人権高等弁務官事務所が行ったミッションによって留意されている。

6月19日(火)午前 第4回会議

議事項目2(継続)

人権高等弁務官の口頭による最新情報に関する一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、中国(諸国グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、ニュージーランド(諸国グループを代表)、ブルガリア(欧州連合を代表)、ウルグァイ(諸国グループを代表)、アルゼンチン(リマ・グループを代表)、ベルギー、カタール、パキスタン、ドイツ、ブラジル、英国、イラク、テュニジア、クロアチア、エジプト、アラブ首長国連邦、セネガル、チリ、スイス、**日本**、米国、ハンガリー、スペイン、スロヴェニア、韓国、エチオピア、サウディアラビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、メキシコ、中国、キューバ、ジョージア、ウクライナ、オーストラリア、コンゴ民主共和国、ナイジェリア、ネパール、スロヴァキア、フィリピン、エクアドル、ルワンダ、アイスラン(諸国グループを代表)、オランダ(諸国グループを代表)、アフガニスタン、南アフリカ、モロッコ(諸国グループを代表)、イスラエル、フランス、タイ、チェキア、ノルウェー、クウェート、カナダ、フィンランド、ヨルダン、リビア、イタリア、エストニア、スーダン、イラン・イスラム共和国、ザンビア、リヒテンシュタイン、ギリシャ、ボツワナ、朝鮮民主人民共和国、インドネシア、ジンバブエ、オランダ、ラトヴィア、バーケーン、コスタリカ、ホンデュラス、アルジェリア、ロシア連邦、ベラルーシ、レソト、フィジー、ベナン、インド、ポルトガル、ボリヴィア多民族国家、ミャンマー、ルクセンブルグ、アイルランド、トルコ、アルメニア、モーリシャス、ブータン、ヴェトナム、イエーメン、モロッコ、モルディヴ、モルドヴァ共和国、シリア・アラブ共和国、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、国際反差別人種主義運動(IMADR)、Comision Mexicana de Defense y proocion de los Derechos Humanos Asociacion Civil、カイロ人権学研究所、国際ジャーナリスト連盟、国際人権サーヴィス、Il Cenacolo、暴力被害者擁護団体、Maarij 平和開発財団、アムネスティ・インターナショナル、Inaituto internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、国際ムスリム女性連合、勝利の青年運動、CIVICUS---世界市民参画同盟、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、人権監視機構、高齢化世界行動(国際国連青年学生運動との共同声明)、世界市民協会、Ius Prmi Viri 国際協会、南米インディアン会議(CISA)、英連邦人権イニシヤティヴ、Association Duneny、フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団(アメリカ法律家協会との共同声明)、Organisation internationale our les pays les mins avances(OIPMA)、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)、創造的社会プロジェクト同盟、世界ムスリム会議、保健人権推進者委員会、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、欧州良心の自由協会個人調整、世界反拷問団体(アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジアとの共同声明)、第19条---国際反検閲センター、連合村、国際人権同盟連盟、国際国連青年学生運動、国連監視機構、国際和解フェロシップ、フランシスカン・インターナショナル(アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、国際法律家委員会、国際人権同盟連盟、国際人権サーヴィス、世界反拷問団体との共同声明)、イラク開発団体、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、Alsalam 財団、女性の人権インターナショナル協会、世界福祉団体、インディアン運動”Tupaj Amaru”、女性と子どもの権利保護協会(APWCR)、人間の運動行動(AHM)、Association Bharathi Centre Cultural Franco---Tamoul、L’Obwervatoire Maritaniien des Droits de l’Homme et de la Democratie、国際アフリカ連帯、ABC Tamil Oli、Turner la Page、Al Mezan 人権センター

日本のステートメント: 国連人権高等弁務官事務所の役割がますます重要性になっていることを強調する。日本はアジア太平洋地域での自由の弾圧を懸念している。東京は、「国連憲章」と「世界人権宣言」の基本原則を推進するために各国とかかわっている。これが現人権高等弁務官の最後の理事会会期であることに留意し、日本は後継者の選考が透明性をもって行われることを希望する。

6月19日(火)昼 第5回会議

議事項目3(継続)

当該国ステートメント

キューバ、コーティヴォワール

意見交換対話

欧州連合、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、ナミビア、パキスタン、クウェート、モルディヴ、フランス、イラク、エジプト、国連子ども基金、オーストラリア、ジブティ、ホーリーシー、デンマーク、アンゴラ、イラン・イスラム共和国、国連教育科学文化機関、チュニジア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、南アフリカ、中国、スウェーデン、マレーシア、アルジェリア、アフガニスタン、ロシア連邦

コメント

Obiora Chinedu Okafor, Koumbou Boly Barry

意見交換対話(継続)

バングラデシュ、エクアドル、ボリヴィア多民族国家、ナイジェリア、英国、ネパール、スロヴァキア、アイルランド、スーダン、ボツワナ、国際教育と教育の自由への権利団体 OIDEL、Association pour l'integration et le Developpement Durable au Burundi、世界市民協会、アフリカ先住民族調整委員会、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII(St.Vincent de Paul の慈善の娘団、国際 St.Vincent de Paul 協会連合、国際教育と教育の自由への権利団体 OIDEL、独立社会環境使徒運動、新ヒューマニティ、パッシヨニスト・インターナショナル、世界カトリック女性団体連合との共同声明)、Instituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco、国際自制教育開発ヴォランティア団体 VIDES、女性と子どもの権利保護協会(APWCR)、解放、Mbororo 社会文化開発協会 MBOSCUDA、Prahara、インド、団体調査教育センター、世界 Barua 団体、カトリック国際教育事務所、IUS PRIMI VIRI 国際協会

まとめ

Obiora Chinedu Okafor, Koumbou Boly Barry

6月19日(火)午後 第6回会議

議事項目3(継続)

提出文書

13. 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者報告書(A/HRC/38/44)
14. 上記報告書付録---イラクへのミッション(A/HRC/38/44/Add.1)

15. 上記報告書付録---エルサルヴァドルへのミッション(A/HRC/38/44/Add.2)
16. 上記報告書付録---各国政府に伝えられた通信に関する所見と受け取った回答(A/HRC/38/44/Add.3)
17. 上記報告書付録---イラクの回答(A/HRC/38/44/Add.4)
18. 意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者報告書(A/HRC/38/35)
19. 上記報告書付録---特別報告者の報告書の準備として受け取った提出物の全体像(A/HRC/38/35/Add.1)
20. 上記報告書付録---メキシコへのミッション(A/HRC/38/35/Add.2)
21. 上記報告書付録---リベリアへのミッション(A/HRC/38/35/Add.3)
22. 上記報告書付録---メキシコのコメント(A/HRC/38/35/Add.4)

報告書プレゼンテーション

1. Agnes Callamard 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者
2. David Kaye 意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者

答弁権行使

カンボディア: ニュージーランドとその一味は、カンボディア政府の信用を失わせるための隠れたアジェンダを有している。これら国々は人権理事会を損ない、カンボディアの来るべき選挙に干渉している。1993年に、大変に似た状況で選挙を行ったが、国際的非難は出されなかった。これは現代の国際関係の政治利用を明確に示している。政府に裁判手続きに介入しないように呼びかけておきながら同時に裁判手続きにかかわっている人々を釈放するよう当局に要請することは矛盾している。

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: 帝国主義国がヴェネズエラの民主主義を破壊しようとしている事実を嘆かわしく思う。虐待の制裁を受け違法なネットワークと結託している大統領を有する各国政府は、恥も知らずにヴェネズエラの問題に干渉しようとしている。国家の中には、同時にラテンアメリカで植民地の存在を維持しつつヴェネズエラを批判しているところもある。そういった国の政府はこの地域の民主主義を弱体化している。

インド: ジャンム・カシミールに関する作り話で人権理事会を誤らせようとするパキスタンの飽くことのない努力を嘆かわしく思う。パキスタンは、テロを推進するための国境インフラを作り出してきた。パキスタンは国際的な対テロ責務を全く無視している。ジャンム・カシミールの人々は、この地域でのパキスタンの行動に明確に反する活気ある民主主義を育ててきた。イスラム協力団体は、インドに関して不正確な情報を用いている。この団体には明確な偏見がある。

エジプト: エジプトでは、市民社会団体が積極的に改革プロセスに参加している。エジプトには48,000以上の市民社会団体が存在し、さらに多くの外国の市民社会団体が自由に活動している。政府は、法律に従って市民社会団体が自由に機能し活動する適切なスペースを提供する努力に投資している。米国は、移動者、難民、亡命者に関するその政策を改善し、民族の違いに基づいて彼らを扱わないよう助言する。

モルディヴ: 欧州連合、米国、英国は、モルディヴの政治的逮捕に関して申し立てを行った。政府を転覆させようとしている現職の裁判官の誘拐、汚職、賄賂または大逆罪のような理由で人々が投獄されていることが説明された。モルディヴは、「憲法」の下で法の支配を支持することにコミットしている。過去10年のすべての選挙は、平和裏に自由で透明性のある方法で行われてきた。従って、9月の

大統領選は、例外とはならないであろう。

イラン・イスラム共和国: サウディアラビア政治的動機の申し立てを全面的に拒否する。そのような申し立ての真の目的は、イエーメンの現地的事实と現実から世論をそらすことであると信じられている。イエーメンは、サウディが主導する連合軍の民間人の無差別爆撃を特徴とする最悪の人道危機を現在経験している。イエーメンには存在しない他国に対する根拠のない非難を絶え間なく浴びせることは、数か国からの外国軍によるイエーメンの占領に関する日常のニュースから国際社会の注意を薄めることはないであろう。連合軍のその他の国は平和的手段を通して紛争を解決することに貢献するよう勧められる。

サウディアラビア: あるサウディ国民の逮捕についての欧州連合の申し立てに対処する。欧州連合は、信頼できる情報源に頼るべきである。問題の人物は、市民社会団体の会員であるという事実は、その人物を司法プロセスに対して罪のないものにするものではない。国家安全保障の長は、国の社会的平和を乱すために活動している人を逮捕する義務があることを付け加える。逮捕された17名のうち、他の者は未だに逮捕されており、ある者は罪自白した状態で、釈放された者もある。逮捕された者は尊厳をもって扱われ、国際法に従って完全な人権を与えられている。

フィリピン: アイスランド、英国、オーストラリア及びフィンランドが率いる諸国グループによる申し立てに応える。フィリピンは自分で人権状況を観察するようアイスランドの外務大臣を招いたが、訪問は行われなかった。さらに、違法な麻薬を取り締まるキャンペーンは、人権と法の支配を完全に尊重して行われている。国際刑事裁判所設立条約から脱退するとのフィリピンの決定は、我が国の人権状況を歪めことにより、国際社会を誤らせるうまく仕組まれたキャンペーンを考慮して行われた。フィリピンのメディアの代表者と人権擁護者たちも、自由にその提唱するところを追求する自由がある。我が国は、亡命者のしつこい虐待と非人間的扱いを含め、欧州及びその他の外国人排斥と反移動者感情の高まりに驚愕している。

ロシア連邦: 膨大な人権問題を抱えているウクライナが人権理事会でロシアを批判し攻撃するのは残念である。ウクライナはサッカー世界カップのロシア団体に鼓舞されるべきである。

バーレーン: バーレーンは、確固とした保護が「憲法」に書かれている状態で、包摂的で多極的社会にコミットしている。民主的自由には制限が課されていない。バーレーンは継続して人権保護の改善に取り組んでおり、最近、表現の自由への国民の権利をさらに強化するために、新しい条項が刑法に追加された。

中国: 中国は、事実を欠いている NGO に非難された。法を尊重することは必要であり、NGO が法を尊重できず危険なセクトと闘う国際社会の努力を尊重できなかったことは大変残念である。

ニカラグア: ニカラグアは対話を育成しており、安定を確保する手助けをするよう国際機関に勧められている。ニカラグアは国に悪影響を及ぼす残忍なキャンペーンに加わらないよう国際社会に要請する。ニカラグアはその民主的制度の連帯を記録に残している。政府のヒューマニスト的使命感は国の暴力撲滅に繋がるであろう。

ガボン: 欧州連合に応えるが、強化された対話は、平和を強化し、ガボン国民の幸福を保障するために必要なツールである。2016年の選挙後の暴力への言及は求められたものではない。来るべき立法府選挙に関しては、野党を特徴とする選挙のための独立センターを設立した。今では、これまで以上に、政府は被拘束者の保護権を尊重するために活動している。拘束条件を改善するための努力が払われつつある。

パキスタン: インドに伝えるが、インド政府は、論争好きな、歪められた言説に訴えてきた。インドの強制的なジャンム・カシミールの併合は、法的根拠のないものである。この地域はインドの一部ではなく、一部であったこともない。パキスタンは、ジャンム・カシミールに調査委員会を設置するという高等弁務官の勧告を歓迎する。インドはその悪行に光を当てることになる独立した調査を恐れている。ジャンム・カシミールのヒンズー極端主義者たちは、政治的道具として残虐行為を利用している。この地域のマイノリティは、迫害に直面している。

インド: ジャンム・カシミールに対する最大の脅威は、国境を越えるテロである。国境を超えるテロの規模は、14,000名の文民と5,000名以上の安全保障軍の損失である。それにもかかわらず、インドの安全保障軍は、抑制を働かせている。パキスタンがテロを擁護しており、もしパキスタンがその近隣諸国とそれを越えてテロを輸出することを止めるならば、世界はずっと安全な場所となるであろう。

パキスタン: インドと言葉の船倉かかりたくない。しかし、高等弁務官事務所が用意した報告書は、インドの残虐行為を調査するための調査委員会を求めている。もしインドに恐れることが何もないのなら、インドは調査委員会を受け入れ、隠すことは何もないことを示すことができよう。

6月20日(水)午前 第7回会議

議事項目3(継続)

当該国ステートメント

エルサルヴァドル、Procuraduria para la Defensa de los Derechos Humanos(ビデオで)、イラク、メキシコ、Comision Nacional de los Derechos Humanos de Mexico(ビデオで)

意見交換対話

ドイツ(プライヴァシーへの権利に関する核心グループ諸国を代表)、欧州連合、ラトヴィア、ペルー、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、ベルギー、パキスタン、モンテネグロ、ポーランド、フランス、ブラジル、イラク、クロアチア、エジプト、オーストラリア、スイス、チリ、オランダ、スウェーデン、パラグアイ、イラン・イスラム共和国、ボツワナ、ギリシャ、チュニジア、アルバニア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、国連教育科学文化機関、南アフリカ

コメント

Agnes Callamard、David Kaye

意見交換対話(継続)

ウルグアイ、ラトヴィア、中国、ホンデュラス、ロシア連邦、キューバ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、インド、アゼルバイジャン、エクアドル、ウクライナ、ミャンマー、アイルランド、ナイジェリア、ブルキナファソ、フィリピン、オーストリア、モルディヴ、英国、アフガニスタン、国際ジャーナリスト連盟、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、世界拷問禁止団体(アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジアとの共同声明)、自由擁護同盟、ルーテル世界同盟(ACT同盟---教会共同行動との共同声明)、第19条---国際検閲反対センター、女性の人権国際協会、Centro de Derechos Humanos Miguel Agustin Pro Juarez、第一線人権擁護者保護国際連盟(アムネスティ・インターナショナル、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、国際人権同盟連盟との共同声明)、英国ヒューマニスト協会

アフガニスタン検事総長ステートメント

Mohammad Farid Hamidi

理事会からの米国の脱退に関する人権理事会議長ステートメント

Vojist Av Suc

ブルガリア(欧州連合を代表)、オーストラリア、中国

スロヴェニア大統領ステートメント

Borut Pahor

意見交換対話(継続)

アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、国際法律家委員会、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、ヘルシンキ人権財団、国際ゲイ・レズビアン人権委員会

まとめ

Agnes Callamard, David Kaye

6月20日(水)昼 第8回会議

議事項目3(継続)

提出文書

23. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者報告書(A/HRC/38/47)(翻訳は「公式文書」を参照)
24. 上記報告書付録---オーストラリアへのミッション(A/HRC/38/47/Add.1)
25. 上記報告書付録---バハマへのミッション(A/HRC/38/47/Add.2)
26. 移動者の人権に関する特別報告者報告書(A/HRC/38/41)
27. 上記報告書付録(A/HRC/38/41/Add.1)

報告書プレゼンテーション

1. Dubravka Simonovic 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者: 報告書の目的は、ますますニュー・テクノロジーを利用するようになっている新しい世代の女兒と男児にとって特に重要な発展である人権侵害としての女性に対するオンラインの暴力を防止し、闘うための人権に基づく取組と人権条約をいかに効果的に適用するかを理解することである。テクノロジーは、ジェンダーに基づく暴力を国境を越えて物理的接触なしに加えることができるものに変形した。女性に対するオンラインの暴力との闘いにおける多くの課題の一つは、ほとんどの国家が、デジタル空間における女性に対する暴力を暴力の「現実的な」形態として認めることが未だにできず、国内レベルで専門的措置を導入する緊急の必要性があるということである。

オーストラリアへの国別訪問中に、特別報告者は、女性に対する暴力の撤廃が程度の高い優先事項であるが、その成功を制限する要因があることが分かった。オーストラリアでは、家庭内暴力の国内的に合意された定義が現在なく、管轄圏内全体にわたって女性の保護の様々なレベルという結果となっている。「フェミサイド」の監視と女性が利用できる保護措置とサービスを支援する資金提供の欠如も

あった。特別報告者は、先住民族女性と女兒の間の驚くべき割合の監禁にも留意した。バハマ訪問中に、Ms Simonvic は、国内の女性の状況を改善するために良好な手段が取られていることが分かったが、根強いジェンダー固定観念と家父長制が深く根付いてもいた。彼女は、バハマ政府に、性にに基づく差別を禁止し、男女間の平等の原則を導入する適切な法律を採用するよう要請した。最後に、彼女は、その次回のテーマ別報告書が政治における女性に対する暴力がもたらす新しい課題に対処すると述べた。

2. Felipe Gonzalez Morales 移動者の人権に関する特別報告者

当該国ステートメント

バハマ、オーストラリア、オーストラリア人権委員会、ネパール、ネパール国内人権委員会

意見交換対話

フィンランド、欧州連合、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、ヴェトナム、カタール、モルディヴ、ベルギー、モンテネグロ、マルタ騎士団、コロンビア、フランス、ブラジル、タイ、イラク、クロアチア、エジプト、ヨルダン、セネガル、国連子ども基金、オーストラリア、スイス、ジブティ、ホーリーシー、オランダ、スペイン、モロッコ、パラグアイ、イラン・イスラム共和国、トーゴ、スロヴェニア、韓国、サウディアラビア

コメント

Dubravka Simonovic: 私の報告書には女性に対するオンライン暴力に関する救済策への言及が含まれている。新しく出てきた形態の女性に対する暴力の結果として、予防措置がどのように変化してきたかを調べる必要がある。国家は法的保護を提供し、女性に対するオンライン暴力を防止し、有害なコンテンツを除去するメカニズムを設置しなければならない。訴追に関しては、法律執行機関は、女性に対するオンライン暴力を現実の暴力とはみなさない傾向がある。意識啓発が中枢であるが、適切な法的枠組の創設なくしては進歩は遂げられないであろう。女性に対するオンライン暴力に関するデータの収集と女性と女兒によるデジタル技術の平等な利用は不十分である。民間セクターは人権基準に自発的にコミットするよう要請される。「女子に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関する条約」がオンラインの差別行為に適用されるものと確信している。

Felipe Gonzalez Morales

意見交換対話(継続)

ボツワナ、ハイティ、チュニジア、ニュージーランド、ブルガリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、南アフリカ、中国、アルジェリア、アフガニスタン、ロシア連邦、英国、欧州評議会、ポルトガル、エクアドル、ボリヴィア多民族国家、マルタ、カナダ、アゼルバイジャン、エルサルヴァドル、トルコ、ナイジェリア、国連女性、フィリピン、オーストリア、アイルランド、ジャマイカ、イタリア、日本、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ホンデュラス、メキシコ、マレーシア、Conseil national des droits de l'homme du Maroc、アムネスティ・インターナショナル、Espace Afrique International、Tere des Hommes 国際連盟(セイヴ・ザ・チルドレン国際同盟との共同声明)、正義と平和のためのドミニカンズ説教師団(フランシスカン・インターナショナルとの共同声明)、母親が大事、漸進的コミュニケーション協会、ECPAT 国際財団(子ども買春子どもポルノ性的目的での子どもの人身取引をなくす)、人権法センター、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII(Points-Caeyr 協会、St.

Vincent de Paul 慈善の娘団、よき羊飼いの聖母の会衆、GAIA 財団、Caritas Internationali 合、国際 ATD 第四世界運動、国際独立 Social Milieus Apostolate 運動、ニュー・ヒューマニティ、Passionists インターナショナル、カトリック女性団体世界連合との共同声明)、国際レズビアン・ゲイ協会(Federatie Van Nethrlande Verenigingen Tot Integratie Van Homoseksualiteit---Coc オランダとの共同声明)、国連監視機構、Centro de Derechos Humanos Mguel Agustin Pro Juarez、La Comision Mexicana de Defense y Promocion de los Derchos Humanos、Maarij 平和開発財団、国際女性教育開発ヴォランティア団体 VIDES

日本のステートメント: 日本は女性に対する暴力を重大な人権侵害であると考えている。政府は、デジタル空間を含め、あらゆる形態の女性に対する暴力を撤廃する努力を強化している。万人のための人権は、オンラインでもオフラインでも保護されるべきである。

まとめ

Dubravka Simonovic: 代表団や団体が、女性に対するオンライン暴力の関連する側面を取り上げてくれたことを喜んでいる。世界・地域メカニズムの間の協力に関しては、女子差別撤廃委員会から「イスタンブール条約」の実施を監視する委員会と差別法等に関する作業部会に至るまで、7つの機関が設置されている。協力のためのプラットフォームは、さらに発展するであろう。意見と表現の自由への権利に関する特別報告者とプライバシーへの権利に関する特別報告者に関しては、国家に一連の首尾一貫した勧告を送るために、より強力な協力が必要とされる。1994年にマンデートが確立されたとき、女性に対する暴力は人権侵害とは考えられておらず、だからこそ「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が必要とされた。

Felipe Gonzalez Morales

6月20日(水)午後 第9回会議

議事項目3(継続)

提出文書

28. 法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会報告書(A/HRC/38/46)(翻訳は「公式文書」を参照)
29. 上記報告書付録---サモアへのミッション(A/HRC/38/46/Add.1)
30. 上記報告書付録---チャドへのミッション(A/HRC/38/46/Add.2)
31. 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者報告書(A/HRC/38/45)(翻訳は「公式文書」を参照)
32. 上記報告書付録---キューバへのミッション(A/HRC/38/45/Add.1)
33. 上記報告書付録---キューバのコメント(A/HRC/38/45/Add.2)

報告書プレゼンテーション

1/ Ivana Radaec 法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会議長・報告者: 巻き返しと女性の人権の普遍性に対する攻撃が増加する状況で実体的平等への女性の基本的権利を再び主張することを求める最初の6年間のマンデートを吟味するテーマ別報告書を紹介する。政治ガヴァナンス、経済危機、急上昇する不平等並びに宗教の政治利用の権威主義の上昇が、実体的なジェンダー平等と人権の完

全実現の確保に対するかなりの課題を呈している。「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択後約40年経って、女性差別の撤廃に成功し、完全なジェンダー平等を達成した国は世界にない。これはもはや大目に見たり、正常化されるべきではなく、過去から得たものが守られ、女性の権利は、人権の普遍性を確保するために極めて重要であるので、緊急に進められなければならない。

教育と女性の労働力への参加におけるジェンダー・ギャップを埋め、女性と性と生殖に関する権利を認める際に進歩が遂げられつつあることを認める。しかし、女性は未だに経済的・社会的領域で世界的に構造的差別に直面しており、政府能力あらゆる部局とレベルで非常に数が少ないままである。女性の権利において遂げられた進歩を危険にさらす驚くべき傾向に闘うために、ジェンダー平等に関する基準を設け、実施することに向かって前進するよう国際社会に要請する。一夫多妻制、子ども結婚、女性性器切除、「名誉」殺人のような慣行は、社会に居場所がないものであり、女性人権擁護者の声に耳が傾けられる必要があることを強調する。

作業部会は、昨年サモアを訪問し、ジェンダー平等が未だに課題であることが分かった。家庭の場が女性に対する暴力の主要な場の一つであり、男女間の不平等の現状を維持することを目的とする繰り返される言説は、サモア文化と伝統に基づいている。強力な政治的指導力と資金、並びに維持される国際支援が、このメンタリティを変えるために必要とされる。チャドに関しては、この国は女性性器切除を禁止してきたが、法律はその完全な施行を欠いている。農山漁村女性は、その生活のあらゆる領域で排除を受けており、幼い女児のレイプを含め、性暴力もを受けており、加害者の広がった刑事責任免除が続いている。最後に、乏しい保健インフラと有害な文化的慣行が組み合わされて引き起こされる高い妊産婦死亡率は残念である。作業部会は、チャドが女性の完全なエンパワーメントへの道に関する努力を継続するよう希望する。

Maria Grazia Giammainaro 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者：報告書を紹介し、交わり合う移動の中での人身取引被害者の早期身元確認、リファール、保護にその重点があることを強調する。人身取引は、しばしば交わり合う移動と相互に関連する重大な人権侵害であるが、移動者の間の人身取引被害者とその可能性のある者の早期身元確認と援助は、依然として「絶対的に中程度」のままである。人身取引を含めた組織犯罪との闘いに基づく制限的移動政策を正当化する法律執行パラダイム内に移動を位置づける傾向がますます増えていることに深い懸念を表明する。この報告書は、移動の旅全体を通して早期身元確認と援助の主要な課題を探求し、第一に、ホットスポットと到着地点での身元確認が、脆弱性の確認---人身取引された者の身元確認が優先事項ではなく、亡命者をいわゆる経済的移動者と区別することを目的としていることを発見した。

経由国と目的国で、中米とシナイ半島砂漠のみならず、バルカン半島ルートに沿って報告されているように、移動者は、人身取引を含め、様々な形態の搾取にさらされている。身元確認を目的とする手続きが、帰還の決定がなされる前に確立されなければならないことを強調し、帰還についての最終決定は依然として個々の国にあるが、欧州連合諸国が、事実上そのような手続きを欧州国境沿岸警備機関に委任していることに驚いている。身元確認はほんの第一歩であり、これに援助を提供するサービスへの人の照会が続かなければならず、最終目標は、受け入れ社会への社会包摂である。報告書は、被害者とその可能性のある者の身元確認、リファール、保護のための革新的モデルが「移動世界コンパクト」の状況で必要とされると結論付けている。

ここ10年で初めての人権理事会特別報告者マנדート保持者によるキューバへの訪問に関しては、人身取引を防止し、闘うための国内行動計画、被害者への保護と法的救済策の提供並びに賠償基金を通

した被害者の補償を含め、人身取引と闘うその努力に対してキューバを推奨する。しかし、人身取引の明確な法的定義が欠如しており、訴追の率は低く、身元確認は限られた規模でしか行われておらず、売春にかかわっている個人は移動の自由がない更生センターに入れられており、これが人身取引被害者の可能性のある者の権利を侵害している。

当該国ステートメント

チャド、サモア、キューバ

答弁権行使

中国: NGO のステートメントに応えるが、NGO が提供した法律についての情報は間違っており、中国は国の安全保障を保つためにその法律を公布したのであり、これは人々の意思と国際的な法的原則に沿ったものである。

6月21日(木)午前 第10回会議

議事項目3(継続)

意見交換対話

ノルウェー(諸国グループを代表)、ニュージーランド(諸国グループを代表)、ベラルーシ(諸国グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、ヴェトナム、イスラエル、ドイツ、モルディヴ、パキスタン、ナミビア、ポーランド、ベルギー、マルタ騎士団、コロンビア、アラブ首長国連盟、ブラジル、フランス、タイ、クロアチア、イラク、エジプト、イタリア、オーストラリア、クウェート、ジブティ、ホーリーシー、メキシコ、ハンガリー、パラグアイ、リトアニア、イラン・イスラム共和国、リヒテンシュタイン、トーゴ

コメント

Ivana Radacic: 国連は、女性の権利が改革努力の中心にあることを保障するためにそのジェンダー平等政策を評価しなければならない。女性の地位委員会の作業は、良好な意見交換に繋がっており、その作業が継続することを要請する。経済的エンパワーメントに関しては、経済的エンパワーメントと身体的エンパワーメントの間には関連性があり、給料の開示を要求する法律は、ジェンダー給料ギャップを埋める手助けができよう。クォータ制を制度化することは、政治への女性の参画を高めることを保障する積極的方法である。多くの団体は、文化的・宗教的価値がジェンダー平等に沿っていることを保障することにかかわっており、国家は反平等言説と闘う物語を支援しなければならない。

Maria Grazia Giammarinaro: 私の提案のあるものをどのように事業化するかに興味を示してくれた発言者たちに感謝する。人身取引された移動者の早期身元確認モデルの好事例については、比較的新しい問題であるので、好事例はあまり多くはない。早期身元確認の伝統的なモデルは、ある国で搾取がすでに起こっている時に警察によって明らかにされた事例にほとんどが基づいている。移動者の人身取引の場合には国々で搾取は起こっておらず、旅の間のその経験についての移動者の話があるだけである。協力する人々の善意に基づく多機関の好事例のように、保護を求めて移動者が到着する場所で献身的な手続きが確立されるべきである。移動者の話は、搾取は移動者と難民の間で労働搾取がごく当たり前であることを示している。イタリアとギリシャに存在するいくつかの良い標準的作業手続きを強調する。イタリアの亡命制度と人身取引制度の統合は、そのような一つの例である。NGO と国の司法制度との協

力は、被害者を保護サービスに照会する機会である。移動者の脆弱性の早期確認は、すべての材料がそろっている時に可能である。送り出し国と目的国との間の協力に関しては、残念なことに成功した地域協力の例は多くない。

意見交換対話(継続)

スロヴェニア、韓国、アンゴラ、ボツワナ、ギリシャ、チュニジア、ブルガリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、南アフリカ、バーレーン、中国、マレーシア、ホンデュラス、セイシェル、アルジェリア、ロシア連邦、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コーティヴォワール、インド、アゼルン、バングラデシュ、エクアドル、ボリヴィア多民族国家、ミャンマー、英国、ナイジェリア、ネパール、スロヴァキア、国連ウィメン、フィリピン、ポルトガル、スリランカ、モロッコ、ジョージア、ヨルダン、Al-khoei 財団、Centro de Estudios Legales y Sciates (CELS) Asociacion Civil、Ahlulbalyt 財団、性と生殖に関する権利センター(開発女性権利協会、国際家族計画連盟、国際人権同盟連盟、プラン・インターナショナル Inc.との共同声明)、国際アメリカ・マイノリティ人権協会(IHRAAM)、VIVAT インターナショナル(フランシスカン・インターナショナルとの共同声明)、性と生殖に関する権利青年連合(YCSR)、開発女性の権利協会、国際レズビアン・ゲイ連盟欧州地域 ILGA-EUROPE(Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksuliteit---CIC オランダ、国際レズビアン・ゲイ協会と共同声明)、カリタス Internationalis 国際カトリック慈善連合、母親が大事、ECPAT インターナショナル(子ども買春・子どもポルノ・性的目的での子どもの人身売買をなくす)、“Tupaj Amaru”インディアン運動、人口開発アカナダ、Enpace Afriaue International

まとめ

Ivana Radacic: ジェンダーとはアイデンティティの問題であるだけでなく社会構造の問題でもあり、だからこそその主流化が必要なのである。文化的多様性も宗教的多様性も、国々の間だけでなく地域社会の間でも評価される。しかし、両者とも静止的なものでも一枚岩的なものでもなく、原理主義者の解釈を含め、様々な解釈を受ける。このために、マンドート保持者の訪問中にあらゆる声が聞かれ、文化的状況にかかわりなく差別を経験している女性の声に特別な注意が払われた。家族の価値は、女性の権利侵害の正当化としては役立たない。国連ウィメンとの協力が、他の関連機関と同様に繰り返し述べられた。理事会の役割は、ジェンダー平等を攻撃してきた東欧とラテンアメリカの話を含めた話と闘うことにあり、国別訪問を認め、情報と適切な資金を提供することにより、そのような努力における国々への支援が必要とされる。チャド政府とサモア政府は、その協力に対して感謝され、国連信託基金は、代表が会議に出席することを可能にしたことに対して感謝される。重なり合いが作業部会の作業の根にある取組である。

Maria Grazia Giammarinaro: 私は他のマンドート保持者、特に移動者の権利に関する特別報告者、子どもの売買・子ども買春・子どもポルノに関する特別報告者及び現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者と永久的に協力していることを強調する。我々は、合同の通信、緊急アピール、プレス声明を出しており、時には、理事会に報告もしている。「移動に関するグローバル・コンパクト」が、子どもの拘束を厳しく禁じることを望んでいる。カリタス、サンタ・マルタ・グループ、教会委員会及びその他を含めた宗教団体は、人身取引被害者の保護に主要な役割を果たしている。被害者の身元確認に関する私の勧告は、脆弱な状況にある移動者の保護に関するニューヨーク宣言に沿うものであり、「移動に関するグローバル・コンパクト」の一部となるべきである。亡命者と取り組んでいる人々は、トラウマとシ

ヨックを経験している移動者に面接することがいかに難しいかを知っている。多機関協力が推進されなければならない、指標が確立される必要があり、無制限のモデルを有する国々を好事例の源として利用できよう。国境警察のみならず保健ケア専門家、公務員といったスタッフのための訓練が極めて重要である。

6月21日(木)午後 第11回会議

女性の人権に関する年次討論

開会ステートメント

Zeid Ra'ad al Hussein 国連人権高等弁務官: デジタルの接続性がもたらしてきた膨大な利益にもかかわらず、デジタル・メディアは、新しい形態の抑圧と暴力にも扉を開いてきた。女性はすべてあまりにも頻繁に、現実の世界にこぼれ出てくるオンライン・ハラスメントと脅しに直面している。インターネットの巨大で国際的な接続性が、中傷の迅速な普及を可能にし、広大な距離にわたって敵意ある個人の巨大なグループを動員している。何らかの背景を持つ女性は攻撃に直面しているが、女性人権擁護者は、暴力の標的となる可能性がより高い。

性と生殖に関する権利にかかわっていたメキシコの活動家は、攻撃に直面してきたと報告されている。ヴェトナムでは、環境活動家が、身体的攻撃を受けた。インドでは、ヒンズー教過激主義に対する批判を出版したジャーヤリストが、昨年殺害された。イタリアの議会議長は、殺害の脅しと性暴力の脅しを勇敢にもものとしなかった。イラクでは、議会への女性候補者の中に、オンラインの中傷キャンペーンに直面した者もあった。

こういった攻撃は、女性を黙らせることを求めている。女性の権利擁護者と団体に対するオンライン・キャンペーンは、その信憑性を損ない、女性の活動家に与えられているすでに限られた公共のスペースを制限することを目的としている。こういった形態の脅しと暴力は、コミュニケーションと動員のカギとなる形態として、しばしばオンライン・プラットフォームを利用している女性のネットワークの作業を不具にすることもある。もしこのような傾向が続くならば、オンライン・スペースが、性とジェンダーに基づく差別を広げることもある。

国家と企業行為者は、こういった形態のオンライン暴力をもっと効果的に防止するために活動しなければならない。国家には、あらゆる形態に暴力から国民を守る法的責務があり、法律執行はこういった現象を取るに足りないものとして片づけることはできない。国際人権法だけがこの状況で、首尾一貫した規律のある行動のための確固とした根拠を提供できる。国連人権高等弁務官事務所は、オンラインの脅しや暴力に対処し、「国連企業と人権に関する指導原則」を完全に実施するために技術会社と協力している。

司会者のパネリストのステートメント

1. Dubravka Simonovic 討論司会者・女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者: 私のマンデートは、女性に対する暴力が犯罪であるというメッセージを送るために、1994年に確立された。女性に対するオンライン暴力で、人権に重点を置くことの重要性を強調する。ダイナミックで現在の状況に従い、デジタル空間でガイダンスを提供できる条約やメカニズムはまだある。オフラインで保護される人権は、オンラインでも守られるべきである。この原則は、デジタル世界で支持されるべきであ

る。異なった型のオフライン暴力は女性に対するオンライン暴力に反映されている。女性に対するオンライン暴力に対するすべての法律及びその他の措置は、女性に対する暴力のより幅広い状況で枠付けられるべきである。女性の人権擁護者に対するデジタル関連のジェンダーに基づく暴力は、多くの形態を取る。次の発言者には、政治にかかわる女性として、特に狙われていると感じるかどうかを尋ねる。その政治とのかかわり、及びその権利の享受に与えるインパクトは何か。政策策定者、青少年及びソーシャル・メディア会社とのかかわりを通して、これを防止する最高の方法は何か？

1982. Seyi Akiwowo Glitch!UK の創設者・役員・元政治家: オンライン暴力とその有害なインパクトを論じ、崩壊させ、格下げすために普通用いられる 5 つの神話を暴く介入を利用したい。私は、忌まわしいオンライン暴力に直面した後で、2017 年に非営利のオンライン虐待アドヴォカシー・グループである Glitch!UK を立ち上げた。オンライン暴力は確かに存在する。欧州では、900 万人の女儿が、15 歳になるまでに何らかの形態のオンライン暴力を経験している。世界的には、女性はオンラインで嫌がらせを受ける可能性が 27 倍も高い。オンライン暴力は、堅牢な議論にはなっていない。これは女性を黙らせ、デジタル空間を離れるように強いる女性に対する意図的のハラスメントである。オンライン暴力は、保健と福祉、ジェンダー平等に向けた進歩にインパクトを与え、民主主義に対する脅威である。政治的に活発な女性に対するオンライン暴力は、女性の言論の自由と政治参画に対する直接的障害を表す。誰もが、デジタル空間で政治的に活発な女性と非政治的に活発な女性に対する脅しの性質・規模・効果を科学的に変えることができよう。インターネット仲介者は、より透明性があり、より多様になり、基準の高い行動規範に従うことができよう。デジタル市民権は、教育の中心であり、普遍的に幼い時から教えられる必要がある。公的スペースから女性を追い出すことは今に始まったことではない。これは単に現実、世界中で何百万人も女性が暮らしている現実の延長に過ぎない。

1. Dubravka Simonovic: デジタル空間で暴力に対する保護と効果的対応を求める際にどのような戦略が女性人権擁護者を助けてきたのか次の発言者に尋ねる。国家機関を含め、デジタル空間での暴力に対する効果的対応を施行し、オンラインのジェンダーに基づく暴力とハラスメントから女性人権擁護者の保護を確保する際に、有望な慣行とは何か？

3. Nighat Dad デジタル権利財団理事: 1980 年代にパキスタンが経験した独裁政治の下で、フェミニスト運動が大変に強力で、女性は町中を行進し、その権利を要求した。その結果、女性はバトン・チェンジされ、催涙ガスを浴びせられ、投獄された。このような型の力が、法律執行当局から期待されている。しかし、オフラインのアクティヴィズムがオンライン空間に代わり、未だに同じ型の暴力を経験している時、どんなことが起こるのか？ パキスタンで女性の人権活動家が経験しているマルウェア攻撃についてのアムネスティ・インターナショナルによる最近の調査によれば、攻撃者は、スパイウェアで人権擁護者を攻撃するための偽のプロフィールを戦略的に立案し、人権擁護者を調査と詐欺行為にさらしている。そのような攻撃は、サイバー・ハラスメント、プライバシーの侵害、ドッキング、物理的脅しのようなその他の攻撃とパッケージになってやってくる。女性に対する虐待は、身体的辱め、人格の暗殺、レイプの脅し、ハラスメント等であろうと、ジェンダー化されている。その結果、女性は自己検閲を始めたり、オンライン空間から全く離れてしまったりする。

オンラインの攻撃とサイバー・ハラスメントと闘うために人権擁護者を訓練するために、ワークショップがパキスタンで行われつつある。この取組は、報告メカニズム---攻撃を仕掛けている人物または集団に対する報告---を兵器化し、ソーシャル・メディア会社に説明責任を持たせ、対応が欠如していればこれらに恥をかかせるものである。デジタル権利財団のような団体は、人々がソーシャル・メディア

から有害なコンテンツを取り除く手助けをしている。これら団体は、法律執行とオンライン虐待の被害者との間の橋渡しとなる無料のサイバー・ハラスメント・ヘルプラインも設立してきた。このような努力が、人々がオンライン空間をどのようにナビゲイトするかに大きなインパクトを残している。

1. Dubravka Simonovic: デジタル空間で保護を確保する女性権利擁護者にとっての最も効果的な方法は何か次の発言者に尋ねる。民間行為者の役割と責任は何かも尋ねる。

4. Matt Mitchel デジタルの安全・プライバシー・戦術的技術コレクティブ理事: オンラインの攻撃によって直接的影響を受け周縁化される人々は、他の人々よりも自分の問題をより良く解決できる。彼らにとって、攻撃への対応において効果的であるためには、彼らに適切な資金、情報、支援、財政を提供する必要がある。戦略的技術コレクティブは、女性に正当で、包摂的で、平等な社会のイメージをイ適用し、共同で生み出すためのスペースを提供する「ジェンダー・テック・イニシャティヴ」と呼ばれるイニシャティヴを開始した。

民間の行為者の役割と責任に関しては、女性の人権擁護者への攻撃は、真空状態では起こらない。技術とオンライン空間が、人々がオフラインの世界で目撃する女嫌いとし差別主義を再生産しないチャンスを与える。自分を女性であると自認している人々は自分を攻撃しないし、男性または男児であると自認している人々はこの問題に関して自分を教育しなければならない。立ち上げとテック会社には果たすべき役割がある。大きな技術会社は、そのプラットフォームをちょっと変えるだけで最悪のオンライン虐待や攻撃を簡単に防止できよう。

討論

オーストラリア、エストニア(諸国グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、アラブ首長国連邦(アラブ諸国連合を代表)、ブラジル(ポルトガル語諸国共同体を代表)、欧州連合、リヒテンシュタイン(諸国グループを代表)、カナダ、スペイン、国連ウィメン、中国、オーストラリア人権委員会(ビデオで)、フラン・インターナショナル Inc. (子ども擁護インターナショナル、ECPAT インターナショナル財団(子ども買春・子どもポルノ・性的目的での子どもの人身取引をなくす)、Terre des Hommes 国際連盟との共同声明)、国際人権サービス(アムネスティ・インターナショナル、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、漸進的コミュニケーション協会、第一線人権擁護者保護国際財団、世界拷問禁止団体との共同声明)、ギリシャ、デンマーク、ドイツ、スーダン、アルゼンチン、レソト、パキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イラク、フランス、オランダ、セルビア、英国人権委員会平等人権委員会・スコットランド人権委員会(ビデオで)、Espace Afrique international、人口開発アクション・カナダ(性と生殖に関する権利青少年同盟(YCSRR)との共同声明)

まとめ

Matt Mitchell: 男性と男児をかかわらせるには教育が必要である。到達しかかわらせる者が若ければ若いほど結果はよくなるであろう。デジタル空間で女性団体取る具体的手段の点では、ハラスメントと虐待に対処す際に包括的モデルに重点がある。ソーシャル・ネットワークでデジタルの安全性を真剣に考え、虐待を通報し、名の知れた犯罪者を見つけるために共に活動し、アドヴォカシーにかかわることが重要である。

Seyi Akiwowo: 技術会社の多様性は満足いくものではない。基本的な土台そのものから、利用者の多様性を考慮に入れていないという点でそのプラットフォームには欠陥がある。誰がこれらプラットフォームを調停しているのかという問題がある。学校にデジタル教育、特に男児のためのジェンダーに配

慮したデジタル教育を導入することが重要である。ジェンダー別データが加盟国によって収集されるべきであり、一方会社は、オンライン暴力を禁止する市民社会の行動に完全に資金提供するべきである。

Nighat Dad: 国家の敵というレッテルを貼られた女性の人権擁護者は、彼女たちに対するオンライン暴力の引き金となることを強調する。法律の執行並びに法律執行担当官と裁判官の訓練にギャップがある。法律や政策が策定される時、そのプロセスは多様なステークホルダーのものでなければならない。人権は、これら法律と政策の中心にあるべきである。

Dubravka Simonovic: 国際レベルで開発された人権枠組と例えば女性人権擁護者と政治家の暗号化と匿名性となるとそれがいかに国内法と政策になったかを調べるよう皆さんに思い出してもらいたい。国連制度は、オンラインの暴力に対応するよう様々な特別手続きと条約機関に勧めるべきである。

6月22日(金)午前 第12回会議

女性の人権に関する年次討論

開会ステートメント

Kate Girmore 国連人権副高等弁務官: 通信技術とその利用には、人間の側面があり、必然的に人権の側面があることを強調する。ニュー・テクノロジーは、社会が働き、協力し、人権の享受に影響を及ぼすやり方を変えている。技術は、権利に賛成しまたは反対して働き、女性と女兒とその人権の享受に賛成してまたは反対して働くこともできよう。権利の状況のもとでは、技術は女性と女兒の人権の実現を可能にするカギとなることもできよう。

学習方法を倍増するデジタル装置の能力に関しては、女兒のための教育機会を増やす可能性がある。ICTは、権利を奪われている女兒に存続できる教育機会を提供できよう。アクセスできる技術は、保健サービスと雇用の利用可能性を促進し、女性と女兒の社会的・政治的・経済的包摂への道を築くことができよう。ニュー・テクノロジーは、女性と女兒の保健サービス、特に最も親密な保健問題へのアクセスを高める可能性がある。

この点での解決策が必要とされる緊急性は忘れられてはならない。毎日20,000名の18歳未満の女兒が出生しており、一方何百万人もが出生中の併発症のために死亡している。ICTは、完全には認められてこなかった巨大な可能性を提供している。すべての国々で、その可能性に反して作用する巨大なジェンダー格差がある。解決策は明確であり、女性と女兒にデジタル空間への安全なアクセスを提供する必要がある。女性と女兒は、性と生殖に関する権利をカバーするオンラインの保健情報にアクセスできなければならず、科学・技術の状況での女性に対する広がったハラスメントをなくさなければならない。

基調ステートメント

Eva Kjer Hansen デンマーク漁業機会均等大臣・北欧協力大臣: 前世紀の間に、女性の投票権、学習権、労働権が根付き、これが成長して広がり、世界中で男性の不可譲の権利が女性の不可譲の権利にもなったことを思い出す。これは女性の性と生殖に関する権利のために自分の生きたいように生きる女性に権利にも言えることである。

女性の権利はほんのゆっくりと進化してきたが、ICTの発達は、男性が実際に推し量るより速く動い

ている。その発達は新しい機会を示しているが新しい危険も示している。オンラインの女性は男性よりも2億人少なく、格差は広がっている。女性と女児のICTへのアクセスを強化することは、デジタルのジェンダー格差を埋め、女性が自分自身の生活でリーダーシップを取り、その権利を主張するようエンパワーする手助けができる。各国政府と企業は、女児の科学・技術・数学へのかかわりを高める際にもっと積極的である必要がある。女性と女児には自分と家族と社会のために解き放たれことを待っている巨大な可能性がある。従って、ICTにさらに多くの女性と女児がいることは、ジェンダー平等を達成するための国連の「持続可能な開発目標5」に関する進歩の道となる。

デンマーク政府は、デジタル格差を埋めるために、テックプロマシーと呼ばれる第4次産業革命の機会と課題に重点を置く新しいイニシャティヴを開始した。デンマークは、国連ウィメン、国際電気通信連合及びアフリカ連合と共に、「アフリカの女児はイニシャティヴをコード化できる」を開始していた。コペンハーゲンのIT大学は、ただ広告と情報資料を書き換えただけで、2年でソフトウェア開発の女子学生の数を3倍にしたが、これは他が見習うべき好事例である。ICTのジェンダー・ギャップを埋めることは、全世界の女性のより良い未来につながることを強調する。

討論司会者とパネリストのステートメント

1. Anna Mori 討論司会者・国際貿易センター---SheTrades イニシャティヴ・プログラム担当官・パートナーシップ・マネージャー: インターネットの浸透度は、男性よりも女性の方が10%低い。先進国では、このギャップは狭まっているが、後発開発途上国では、これが広がっている。SheTrade イニシャティヴは、収入を増やすために、オンライン・スキルを改善する際に女性と協力することに重点を置いている。経済的領域でデータが主導する技術の利用において女性差別を防止する政策を開発するためにどのような種類の調査とデータ収集が必要とされるのか、次の発言者に尋ねる。オンラインの経済活動に関連して、女性差別の既存の課題とパターンは何か?

2. Chenal Chair アフリカ ICT 調査研究者・コミュニケーション評価マネージャー: 女性は自分の事業に利益を与えるためにICTを利用してきたが、その利用を念頭に置いて立案されたものではなく、いまだに偏見のある社会的・文化的規範の状況内で存在している技術と取組んできた。新しく出現したデータに牽引される解決策は生活をより楽にし、意思決定を改善するとの約束を守っている。人工知能は、教育、金融サービス及び政府のサービス提供の改善に良好なインパクトを与えるという約束を守っている。問題は、新しいデータに牽引される技術の利用が、女性の経済活動に関連する女性差別の既存のパターンを再現する危険を担っているかどうかである。答えはイエスである。人工知能の利益を捉えることを保障するためには、万人が調査を通して何が起きているのかを理解し、従って政策をより良く特徴づける必要がある。提案されている調査の領域の中には、誰が技術と透明性を立案しているのか、何が考慮に入れられているのかの地図作成、人工知能の広がりとこれら国々で行われている政策に関する基礎調査、雇用と仕事に人工知能が与えるインパクトの追跡、人工知能が異なった社会集団に与える社会的インパクトの調査、説明責任に必要な制度の調査、偏見に対す救済策が含まれる。

1. Anna Mori: オンライン及びオフラインのジェンダー固定観念は、ニュー・テクノロジーの利用者・生み出し手としての女性と女児の役割にどのような影響を与えているのかを次の発言者に尋ねる。国家、民間の行為者及び市民社会は、ICTへの女性のアクセスと参画を改善するためにどのような役割を果たすべきなのかも尋ねる。

3. Basheerhamad Shadrach 全世界ウェブ財団料金が手頃なインターネット・アジア・コーディネーター:

オフライン空間で目撃される固定観念は、特に女性が自分の考えを堂々と表明する時、オンラインにも存在する。経済的領域では、女性はデジタル識字(ICTの活用能力)の欠如のためにオンライン・ツールの完全な可能性を利用できない。拡大するデジタル・ジェンダー格差に留意すると、料金の手頃さが、女性がオンラインの領域に参画することを妨げる主要な要因である。

財団は、デジタル・ジェンダー格差に対処するための包括的枠組を開発している。この枠組を通して、各国政府はオンラインで万人の権利を保護しなければならない。各国は、オンラインの空間が女性にとって安全であることを保障しなければならない。法律は、デジタルの権利を支持するべきである。経済機会、性と生殖に関する権利、あらゆる地域でのオンラインの法的権利に関する情報を提供する必要がある。各国政府は、女性にとってインターネットへのアクセスの料金の手頃さに応える野心的目標を設けなければならない。

4. Rokhaya Solange Ndir セネガル Sonatel デジタル生態系関係長: デジタル変革は、経済的・社会的開発の新しい機会、アフリカでの職業と求職の変革となる。これは何百万人もの人々に自治をもたらす可能性となる。女性は社会のカギとなるステイクホルダーであり、デジタル変革で果たすべき重要な役割がある。アフリカでは、民間セクターの会社は、女性は未だに直接よびかけられない限り接続しているとは感じていないし、女性の労働力は、サハラ以南アフリカで 25.9%と高い率であるが、女性はその業績を上げるためにもっと多くの情報技術の知識を身に着ける必要があるし、情報技術は素晴らしいコミュニケーション・ツールであるといった様々な理由のために、女性に対する積極的な差別の政策を有している。

ジェンダー平等と女性の権利を推進するために、私の会社が払った具体的努力は、国連ウィメンの HeforShe イニシアティブに署名したことと 2020 年までに完全な男女同数を達成することを公約したことである。さらに、会社の役員は女性 40%より成り、一方女性は全労働力の 38%を占めている。情報技術教育が、ICTにおける女児の意識啓発キャンペーンを開始するための電気通信省とのパートナーシップの署名と並んで、女性が専門的没入を達成する手助けをするための会社の仕事のもう一つの柱である。

討論

オーストラリア(諸国グループを代表)、チリ(諸国グループを代表)、欧州連合、スロヴェニア(諸国グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、エストニア(諸国グループを代表)、クウェート(湾岸協力会議を代表)、ベルギー(諸国グループを代表)、中央アフリカ共和国(国際フランス語圏機構を代表)、オーストラリア、デンマーク、カナダ、Intituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco、漸進的コミュニケーション協会、Al-Haq 人に仕える法、ヴェトナム、ルーマニア、マレーシア、カタール、パキスタン、チェコ共和国、英国、ブルガリア、イタリア、タイ、ロシア連邦、マダガスカル、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)、プラン・インターナショナル Inc.、人口開発アクション・カナダ

まとめ

Basheerhamad Shadrach: 農村漁村女性と女児に ICT へのアクセスを提供することに関するバングラデシュとインドからの 2つの例を指摘する。農山漁村地域の女性が自分たちの産物を市場に出し、デジタル技術を獲得ことができるようにする EBay 型のプラットフォームである。おそらくこういった例は、よそで見習うことができよう。

Chennai Chair: 女性の参画は、各国政府と民間の行為者とのパートナーシップで意図的なものである

べきである。女性がコーディングと ICT に貢献できる様々な側面がある。政府の資金提供のみならず、ICT にかかわるために地域社会が若者を支援する必要がある。

Rokhaya Solange Ndir: 情報社会への女性と女兒の参画を改善する方法として、若い人々のデジタル識字(ICT の活用能力)訓練の役割を強調する。ジェンダー・デジタル格差に対処しているイニシアティブの一つは、スマート・アフリカ・イニシアティブである。

Basheerhamad Shadrach: インターネット詐欺は、法的規定、オンライン事業主の間の意識啓発を通して、同輩から同輩への学習活動を通して対処できよう。女性は、こういった問題に黙って耐えるのではなく、これらをオンラインで公表するべきである。

Anna Mori: 新しい職の訳 95%がデジタルの構成要素を持つことになる予想されているので、女性のデジタル領域への参画は、高められるべきである。女性と女兒は、ICT の受け手であるだけでなく作り手にもなるべきである。

6月22日(金)午後 第13回会議

議事項目3(継続)

提出文書

34. 極度の貧困と人権に関する特別報告者報告書(A/HRC/38/33)
35. 上記報告書付録---米国へのミッション(A/HRC/38/33/Add.1)
36. 上記報告書付録---ガーナへのミッション(A/HRC/38/33/Add.2)
37. 国内避難民の人権に関する特別報告者報告書(A/HRC/38/39)
38. 上記報告書付録---エルサルヴァドルへのミッション(A/HRC/38/39/Add.1)
39. 上記報告書付録---リビアへのミッション(A/HRC/38/39/Add.2)
40. 上記報告書付録---ニジェールへのミッション(A/HRC/38/39/Add.3)
41. 上記報告書付録---エルサルヴァドルのコメント(A/HRC/38/39/Add.4)

報告書プレゼンテーション

1. Philip Alston 極度の貧困と人権に関する特別報告者
2. Cecilia Jimenez-Damary 国内避難民の人権に関する特別報告者

当該国ステートメント

ガーナ、エルサルヴァドル、Procuraduria para la Defense de los Derechos Humanos de El Salvador (ビデオで)、リビア、ニジェール

意見交換対話

欧州連合、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、オーストリア(諸国グループを代表)、フランス(諸国グループを代表)、パキスタン、パレスチナ国、コロンビア、ノルウェー

ニカラグア国内政策秘書官ステートメント

意見交換対話(継続)

クロアチア、エジプト、イラク、セネガル、国連子ども基金、エストニア、オーストラリア、チュニジア、スーダン、パラグアイ、イラン・イスラム共和国、トーゴ、ボツワナ、オランダ、アルバニア、

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国

コメント

Philip Alston

意見交換対話(継続)

ホンデュラス、マレーシア、ロシア連邦、キューバ、アゼルバイジャン。欧州評議会、バングラデシュ、ジョージア

まとめ

Philip Alston

コメント

Cecilia Jimenez-Dammary

意見交換対話

ポルトガル、ボリヴィア多民族国家、ウクライナ、ナイジェリア、フィリピン、ケニア、セルビア、シリア・アラブ共和国、フランス、Conectas Direitos Humanos、先住民宣教会議(フランシスカン・インターナショナルとの共同声明)、アメリカ市民自由連合、開発途上国との協力ヒューマニスト機関、南北協力連合都市機関、Comision Mexicana de Defensa y proocion de los Derechos Humanos・Asociacion Civil、性と生殖に関する権利センター、婦人国際平和自由連合(WILF)、世界市民協会、欧州法律司法センター、アフリカ先住民調整委員会 Mbororo 司会文化開発協会 MBOSCUDA、Prahar、Pasumai Thaayagam 財団、Alsalam 財団(バーレーンの民主主義の人権のためのアメリカ人との共同声明)

まとめ

Cecilia Jimenez-Damary

答弁権行使

アルメニア: 国が強制移動に対処できないかまたは対処する意思がない時には、国際人道社会が介入しなければならない。アゼルバイジャンが、反アルメニアのプロバガンダのために理事会であらゆる機会を利用していることは残念である。自決権の実現を抑圧するための軍事力の利用が、ナゴルノ・カラバフ紛争の始まりであったことを想起する。すべての強制移動させられた人々の帰還の問題が残っている。アゼルバイジャンは、最近、国際社会の不在に元気づけて、アルメニアを攻撃するステートメントを行っているが、その代わりに難民の生活を楽にすることに重点を置くようアゼバイジャンに要請する。

ブラジル: 国内の厳しい財政不均衡は、憲法改正で対処されてきた。過去数年にわたって、保健と教育のための予算は取り置かれてきたが、学生のローンから家族に支給される援助に至るまで、社会保護プログラムを確保するために、いくつかの措置が導入されてきた。先住民族に関しては、国土の13%を占める462の画定された先住民の土地がある。

アゼルバイジャン: ナゴルノ・カラバフ紛争に関連する政治的言説が悪化し、この部屋にいるすべての国の代表団が、ナゴルノ・カラバフをアゼバイジャンの一部として認めている。この紛争は、「国連憲章」の原則に沿って解決されるべきである。紛争は、アルメニアの恐ろしい状況の主要な原因の一つで

あり、これが根強く続く限り、アルメニアの内部問題は残るであろう。新しいアルメニア指導部は、大衆迎合主義者であり、世論を操作しようとしている。アゼルバイジャンの人口は1,000万人であり、国民の10人に1人が国内避難民であることを意味する。

アルメニア: ナゴルノ・カラバフの紛争の平和的解決策は、国際折衝グループに属している。アルメニアはアゼルバイジャンが、最近アルメニアが行ったような政治変革を行うよう望んでいる。

アゼルバイジャン: 少なくとも57か国の代表団が、アルメニアを侵略国として認めており、紛争は、「国連憲章」に沿ってされるべきである。2015年に、欧州人権裁判所は、アルメニアがアゼルバイジャンの領土の保全に対して主たる責任を負うと述べる票決を出した。

6月25日(月)午前 第14回会議

議事項目3(継続)

提出文書

42. 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する特別報告者報告書(A/HRC/38/48)
43. 上記報告書付録---カナダへのミッション(A/HRC/38/48/Add.1)
44. 上記報告書付録---ペルーへのミッション(A/HRC/38/48/Add.2)
45. 上記報告書付録---「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の枠組内での「国連企業と人権に関する指導原則」の実施に関するラテンアメリカ・カリブ海のための第3回協議会(A/HRC/38/48/Add.3)
46. 裁判官と弁護士への独立に関する特別報告者報告書(A/HRC/38/38)
47. 上記報告書付録---ポーランドのコメント(A/HRC/38/38/Add.1)

報告書プレゼンテーション

1. Anita Ramasastry 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する特別報告者
2. Diego Garcia-Sayan 裁判官と弁護士への独立に関する特別報告者

当該国ステートメント

カナダ、ペルー、ポーランド、ポーランド人権コミッショナー

意見交換対話

欧州連合、ペルー(諸国グループを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、モンテネグロ、パレスチナ国、パキスタン、ブラジル、ベルギー、タイ、フランス、ナミビア、エジプト、イラク、エストニア、ドイツ、オーストラリア、ホーリーシー、オランダ、チリ、スーダン、スペイン、ハンガリー、トーゴ、ボツワナ

コメント

Anita Astry, Diego Garcia-Sayan

意見交換対話(継続)

ギリシャ、テュニジア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国、ロシア連邦、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、インド、アゼルバイジャン、欧州評議会、エクアドル、ウクライナ、ミャンマー、ナイジェリア、国際開発法団体、モザンビーク、ノルウェー、モロッコ、ケニア、国際弁護士協会(弁護士のための弁護士、弁護士の権利監視機構カナダ、法律協会、国際弁護士連合会との共同声明)、国際法

律家委員会、国際人権サービス、Conectas Direitos Humanos、アムネスティ・インターナショナル、Comision Mexicana de Defensa y promocion de los Derechos Hmanos・Associaion Civil、人権ハウス財団、欧州法律司法センター、人権法センター、イラク開発団体、民族・宗教・言語等マイノリティの権利保護国際連盟、Sikh 人権グループ、ヒューマン・ライツ・ナウ、非暴力急進党・国際・超党派

まとめ

Anita Ramasastry、Diego Garcia-Sayan

6月25日(月)昼 第15回会議

議事項目2(継続)

提出文書

2. 女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金の活動に関する国連ウィメン報告書---事務総長メモ(A/HRC/38/3-E/CN.6/2018/9)(翻訳は「CSW62公式文書」を参照)
3. 国際・地域団体との市民社会のかかわりの点での手続きと慣行に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/38/18)
4. 「世界人権宣言」70周年と「ウィーン宣言と行動計画」25周年に捧げる高官パネル討論の概要---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/38/19)
5. 国境を超える状況を含め、企業によ人権の尊重に関連する国家を基盤とする非司法メカニズムの効果に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/38/20)
6. 上記報告書付録---国家を基盤とした非司法的メカニズムを通じた企業関連の人権侵害の被害者に対する説明責任と救済策へのアクセスの改善: 最終報告書に対する説明メモ---国連人権高等弁務官報告書---事務局メモ(A/HRC/38/20/Add.1)
7. 上記報告書付録---企業関連の人権侵害の被害者に対する説明責任と救済策へのアクセスの改善: 企業の責任の決定に対する人権の相当の注意義務の関連性---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/38/20/Add.2)
8. 気候変動の否定的影響から生じる国際的国境を越えた人の移動と強制移動の状況での人権保護ギャップへの対処に関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/38/21)
9. 人権の推進と保護における地方自治体の役割に関する会期間パネル討論の概要---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/38/22)
10. 先住民族の権利に関する年次半日のパネル討論に関する概要報告書---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/38/23)
11. 女性に対する暴力を撤廃する状況でのジェンダー平等の推進と達成に男性と男児をかかわらせるための有望な慣行と学んだ教訓・既存の戦略・国連及びその他のイニシアティブの見し---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/38/24)
12. 上記報告書訂正版(A/HRC/38/24/Corr.1)
13. 人権理事会の作業とその普遍的定期的レビューへの議会の貢献---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/38/25)
14. 普遍的定期的レビューへの参加のための任意信託基金の活動---国連人権高等弁務官事務所報告書

(A/HRC/38/26)

15. 普遍的定期的レビューの実施における財政的・技術的援助のための任意基金の活動---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/38/27)

16. 人権の推進と保護において効果的で統合力があり調整された技術支援と能力開発を通して、国連人権機関とメカニズム、国別チームと機関が、どのように「2030 アジェンダ」の実現において各国を支援できるかに関する報告書---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/38/28)

17. シリア・アラブ共和国における人権状況に関する高官パネル討論に関する国連人権高等弁務官の概要報告書(A/HRC/38/29)

18. 保健関連の「持続可能な開発目標」の効果的实施と達成への健康への権利の枠組の貢献に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/38/37)

19. ベラルーシの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/3/51)

報告書プレゼンテーション

Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官

議事項目 3(継続)

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ブラジル外交政策・世界保健イニシャティヴを代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、オーストラリア(自由オンライン同盟ジュネーブ・ネットワークを代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、英国(諸国グループを代表)、コート・ド'ワール(諸国グループを代表)、ブルガリア(欧州連合を代表)、ポルトガル(諸国グループを代表)、トルクメニスタン(諸国グループを代表)、オーストリア(諸国グループを代表)、クウェート(湾岸協力会議を代表)、ロシア連邦(諸国グループを代表)、オーストラリア(諸国グループを代表)、パキスタン、ベルギー、トーゴ、韓国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、ジョージア、日本、カタール、リビア、ホーリーシー、オランダ、イラン・イスラム共和国、ギリシャ、インドネシア、シンガポール、ロシア連邦、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、タンザニア連合共和国、アイルランド、アルゼンチン、トンガ、国内人権機関世界同盟、Conectas Dereitos Humanos、Silkh 人権グループ、世界福音同盟、アラブ法律家連合、全世界基督教徒連帯、フランシスカン・インターナショナル(VIVT インターナショナルとの共同声明)、人権法センター、中国人権学協会(CSHRS)、国際セイヴ・ザ・チルドレン同盟、漸進的コミュニケーション協会、国際弁護士団体、L'Organisation pour la Communication en Afrique et de Promotion de la Cooperation Economique Internationale---OCAPROCE インターナショナル、農山漁村開発行動センター、解放、アフリカ先住民族調整委員会、FIAN インターナショナル、Mbororo 社会文化開発協会 MBOSCUA、国際和解フェロシップ、Prahara、大卒女性インターナショナル、南北協力連合都市機関、民族・宗教・言語等マイノリティの権利保護国際連盟、人間の安全保障イニシャティヴ団体、欧州---第三世界センター、ギニア医療相互協会、暴力被害者擁護団体、Maarij 補岩開発財団、Kham 拷問被害者リハビリ・センター、国際ムスリム女性連合、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、世界市民協会、Ius Primi Viri 国際協会、南米インディアン会議(CISA)、アフリカ開発協会、フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団、世界バルア団体、Dunenyo 協会、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)、世界ムスリム会議、健康人権推進者委員会、アメリカ法律家協会、Rencontre

Africaine pour la defense des droits de l'homme、イラク開発団体、バーケーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、Alsalam 財団、良心の自由協会と個人のため欧州調整、連合村、世界ユダヤ人会議、IlCenacolo、国際人権サービス、国際法律家委員会(正義と平和ドミニカンズ説教師団、国際カトリック開発同盟との共同声明)、Associaion pour l'integraion et le Developpement Durable au Burundi、国連監視機構、国際教育開発、Associaione Comunita Papa Giovanni XXIII(国際教育開発、Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco、国際女性教育開発ヴォランティア団体 VIDES、よき羊飼いの慈善聖母の会衆、世界カトリック書生団体連合との共同声明)、Pasaumai Thaayagam 財団、法律司法欧州センター、母親が大事、Coneil International de Soutien a des Proces Equitables et aux Droits de l'Homme、世界福祉協会、女性と子どもの権利保護協会(APWCR)、スイス・ギニア連帯、人間の運動行動(AHM)、脅威にさらされた諸国民協会、国際環境法調査センター、Association Bharathi Centre Culturel Fanco-Tamoul、L'Observatoire Mauritanien des Droits de l'Homme et de la Democratie、国際アフリカ連帯、Tamil Uzhagam、Association Thendral、Turner la page、"Coup de Pousse" Chaine de l'Espoir Nord-Dud(CDP-C.E.N.S)、勝利の青年運動、人権平和アドヴォカシー・センター、Conseil de jeunesse pluriculturelle(COJEP)、民族植物学教育・調査・サービス Stichting 国際センター、開発メディアの自由パレスチナ・センター"MAIDA"、国際キャリア支援協会、"Tupal Amaru"インディアン運動

日本のステートメント: 日本は女性に対する暴力を重大な人権侵害と考えている。国際状況で、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント開発戦略」の下で、開発途上国の女性と女兒のための教育を含め、日本は多くの分野で技術協力を提供してきた。国連ウィメンを通して、日本は、アフリカでのプロジェクトを実施してきた。

大卒女性インターナショナルのステートメント: 教育は子ども結婚によって引き起こされる最大の損失であるが、最も有望なりソースの一つでもある。もし子ども結婚が続くならば、全世界で1億5,000万人以上の女兒が2030年までに結婚していることになる。国家は、子ども結婚をなくす手段として、子ども結婚政策と女兒の中等教育との間の長引く不調和に対処するよう勧めらる。

答弁権行使

ブラジル: ブラジルは2015年に人権と多国籍企業に関する作業部会の訪問を歓迎し、Fundao ダムの崩壊から生じた重要な課題を認めた。人々が説明責任を確保するために刑事上・環境上の根拠で責任を負わされる状態で法的手続きが進行中である。移動に関しては、国際機関はこの点でブラジルが採用してきた政策を称賛しているが、ブラジル軍は、連邦委員会のガイダンスの下でロジスティカルな支援と行政支援を提供している。

タンザニア連合共和国: タンザニアは法の支配によって統治され、「憲法」と「権利章典」に従っていることを人権理事会に約束する。表現の自由と情報を求め、受け取り、普及する権利は、「憲法」第18条で明確に保証されている。制限は、メディアの自由が他人の人権を損ない、その活動がこの国の法律に反する時にのみ行使できることを説明する。

タイ: 企業と人権に関連する問題に関する市民社会団体による誤解を与えるステートメントに応えるが、移動労働者の権利保護とあらゆる形態の労働搾取と強制労働の撤廃へのその確固としたコミットメントを繰り返し述べる。タイは、2014年の「国際労働機関議定書」の5月の批准によって、また160

万人以上の非正規移動労働者の状態を登録し規制する手段を取ることににより、「強制労働条約」へのそのコミットメントを確固として示してきた。最後に、タイは、企業と人権に関する作業部会を訪問するよう招待したが、これは国連メカニズムとかかわる政府の開放性と意向を反映するものである。

インド: パキスタンのステートメントをでたらめの嘘だとして拒否し、自国の暗い状況と人権問題から注意をそらそうとする試みにおいては、パキスタンは記録破りである。報告書がテロに関する国連主導のコンセンサスを損ない、国連指定のテロ機関を「武力集団」と言及し、テロリストを「指導者」と呼ぶことによって実際にテロを合法化していることは理事会にとっての深い懸念の問題となるべきである。理事会はテロを合法化するこの試みをいくら明らかにしても明らかにしすぎることはない。ジャンム・カシミール州の自決権として描かれているものは、実際は州が後援する国境を越えたテロである。生命への権利は、いくつかのテロ集団に資金提供しているパキスタン領土からの絶え間ない国境を越えた侵入で絶えず侵害されている。

韓国: 慰安婦は、武力紛争中の性暴力であるというのが共通の理解である。この問題は2国間の2国間の性質を超えるものである。韓国は、国際社会と共に、被害者の尊厳と名誉を回復するためにあらゆることをするつもりである。

サウジアラビア: カタールは、政治危機中に、国際的反応の引き金を引こうとし、カタールはサウジアラビアとその他の国々の安定を脅かすテロリストを支援しているので、閉鎖が4か国によって採用されたことを繰り返し述べる。カタールが一旦テロリストを支援することを止めれば閉鎖を終わるであろう。サウジアラビアは、自国の内部を見つめて理由を見出すようカタールに要請する。巡礼に関しては、すべての当事国が参加を求められる調整会議がある。カタールの巡礼者は、巡礼の旅に出かけ、カタールの飛行機を利用できるであろう。

中国: 中国の人権開発の業績は、すべての人々によって認められている。中国は、分離主義者の努力と闘い、国家安全保障と生活の完結性を保護しつつ、その国民の安定、開発、調和、福利を推進する一群の政策を採用してきた。その結果、国民は以前よりも安全だと感じ、現在の社会の安定度により満足している。あるNGOの間違った根拠に基づくステートメントは、「単なる嘘」であり、社会の安定を乱そうとしている。

パキスタン: インドの根拠のない非難は、カシミールでの人道違反の犯罪を隠すこともできなければ、カシミールの人々に対する支援をパキスタンが唱えることを妨げこともできない。インドは、安全保障理事会決議と国際社会によって紛争地域として認められているジャンム・カシミールの状態を一方的に変えることはできない。インドの違法なカシミールの占領とその人権侵害の問題を提起することは、インドの問題への介入を示しているのでもなければ、その国家の主権を侵害していることでもない。インドは、カシミールの人権侵害の問題が提起される度ごとに世界的なテロの懸念の陰に隠れることはできない。不安定の核心には、被占領地域全体を大きな刑務所に変えるインド自身の政策がある。パキスタンは、そのマンデートにインドが反対している管理線を監視する国連軍オブザーヴァー・グループの強化とカシミールの人権侵害を調査する委員会の創設を要請する。

日本: 韓国のステートメントに応えるが、日本は慰安婦の問題を解決する真剣な努力を払ってきた。日本は、両国政府が合意に達し、問題が不可逆的に解決されたことを想起する。

カタール: カタールに対して取られた措置は、国々間の平和な関係に反するものであり、閉鎖はカタール人の数多くの人権侵害に繋がった。この措置は、カタールとのつながりに基づいて人々を標的にしたものであり、従って、差別的であり、非人間的である。カタールがテロを支援しているという最終

的証拠は見つからなかった。テロ対策中の人権侵害は、それ自体が違法である。多くのカタル人は、巡礼を行うためにサウディアラビアに行くことができなかった。

インド: 間違っており、偏向しているとして人権高等弁務官事務所の報告書を拒否する。パキスタンは、インドの一部を違法に占領しており、テロリストのネットワークを支援している。ジャンム・カシミールの人々は、豊かに民主主義を享受しているが、パキスタンが占領しているカシミールでは、殺害、強制失踪、根強い迫害、ハラスメントに苦しんでいる。

パキスタン: インドが期待した通りの道をたどり続けていることは残念であり、カシミールの人権ジョイ今日にする高等弁務官の報告書には真剣な注意を傾ける価値があることを強調する。インドはカシミールでの失敗を客観的に見て、報告書の勧告を検討し、調査委員会を言受け入れなければならない。

6月25日(月)午後 第16回会議

議事項目4: 理事会の注意を必要とする人権状況

提出文書

1. ベラルーシの人権状況に関する特別報告者(A/HRC/38/51)

報告書プレゼンテーション

Mikilos Haraszii ベラルーシの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

ベラルーシ

意見交換対話

欧州連合、ポーランド、フィンランド、チェキア、フランス、ベルギー、エストニア、オーストラリア、スイス、リトアニア、欧州評議会、英国、スロヴァキア、人権ハウス財団、人権監視機構、国際人権同盟連盟、アムネスティ・インターナショナル、国連監視機構

まとめ

ベラルーシ、Miklos Haraszti

6月26日(火)午前 第17回会議

議事項目4 (継続)

提出文書

2. エリトリアの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/38/50)

報告書プレゼンテーション

Sheila B. Keetharuth エリトリアの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

エリトリア

意見交換対話

欧州連合、ノルウェー、ベルギー、スイス、ジブティ、オーストラリア、スーダン、オランダ、スベ

イン、ギリシャ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国

コメント

Sheila B. Keetharuth

意見交換対話(継続)

英国、アルジェリア、ベラルーシ、キューバ、ロシア連邦、フランス、世界殺人禁止センター、^ン 世界基督教徒連帯、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、国際和解フェロシップ、人権監視機構、CIVICUS---世界市民参画同盟、第 19 条---国際検閲禁止センター、Association Mauritanenne pour la promotion du droit

まとめ

Sheila B. Keetharuth

6月26日(火)昼

議事項目 4(継続)

オーストリア欧州統合外務連邦大臣ステートメント

Karin Kneissl

提出文書

3. 東グータの包囲と占領に関する報告書(A/HRC/38/CRP3)

シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の最新情報のプレゼンテーション

Paulo Sergio Pinheiro シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会議長

当該国ステートメント

シリア・アラブ共和国

意見交換対話

デンマーク(諸国グループを代表)、欧州連合、カタール、ドイツ。クウェート、モルディヴ、カナダ、ポーランド、アラブ首長国連邦、ブラジル、チェキア、ベルギー、フランス、エジプト、ヨルダン、クロアチア、イタリア、エストニア、オーストラリア、スイス、**日本**、チリ、スペイン

日本のステートメント: 危機は政治的解決を通して初めて解決できよう。安全で、迅速で妨げられない人道テクアクセスを確保し、国連主導のジュネーヴ・プロセスを通して協力するために、すべて当事国は軍事的手段を止めるよう要請される。

コメント

Karen Koning Abuzayd シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会委員、Hanny Megally シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会委員

意見交換対話(継続)

イラン・イスラム共和国、リヒテンシュタイン、スロヴェニア、サウディアラビア、ギリシャ、朝鮮民主主義人民共和国、ニュージーランド、バーレーン、メキシコ、中国、アルジェリア、ベラルーシ、

ロシア連邦、キューバ、ルーマニア、ジョージア、エクアドル、英国、トルコ、アイルランド、イラク、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、世界アラム人会議(Syriacs)、暴力被害者擁護団体、国連監視機構、アラブ法律家連合、カイロ人権学研究所、婦人国際平和自由連合(WILF)(人口開発アクション・カナダとの共同声明)、全世界基督教徒連帯、国際人権同盟連盟

まとめ

シリア・アラブ共和国、Paulo segio Pinheiro、Hanny Megally

6月26日(火)午後 第18回会議

「国内避難に関する指導原則」20周年を記念する国内避難民の人権に関するパネル討論

開会ステートメント

1. Adam Abdelmoula 国連人権高等弁務官事務所人権理事会・条約メカニズム部部長
2. Volker Turk 国連難民高等弁務官事務所保護高等弁務官補

司会者とパネリストのステートメント

1. Cecilia Jimenez Damary 国内避難民の人権に関する特別報告者・パネル司会者
2. Maya Sahli Fadel 人権と諸国民の権利に関するアフリカ委員会委員・アフリカの難民、亡命者、移動者、国三井避難民に関する特別報告者
3. Alba Marcela Castaneda ホンデュラス人権次官
4. Nazhat Shameem Khan ジュネーヴ国連事務所フィジー代表部大使

討論

欧州連合、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、アラブ首長国連邦(アラブ諸国連盟を代表)、中国、アゼバイジャン、ロシア連邦、コロンビア、エクアドル、イラク、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、セルビア、デンマーク、国内人権機関世界同盟、基督教徒援助、フランシスカン・インターナショナル、ボツワナ、レソト、国連開発計画、アイルランド、オーストリア、英国、シリア・アラブ共和国、スイス、クウェート、アルメニア、チュニジア、ノルウェー、Al-Haq 人に仕える法、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、Istituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco

まとめ

Nazhat Shameen Khan、Alba Marcela Castaneda、Maya Sahli Fadel

6月27日(水)午前 第19回会議

議事項目4(継続)

ブルンディに関する調査委員会のプレゼンテーション

1. Doudou Diene ブルンディに関する調査委員会議長
2. Francoise Hampson ブルンディに関する調査委員会委員
3. Lucy Asuagbor ブルンディに関する調査委員会委員

当該国ステートメント

ブルンディ

意見交換対話

欧州連合、ドイツ、フランス、ベルギー、オーストラリア、スイス、デンマーク、スペイン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国、ジョージア、英国、ルクセンブルグ、ミャンマー、ロシア連邦、アイルランド、エリトリア、スーダン、メキシコ、拷問廃止のための基督教徒による ACAT 行動国際連盟(市民的・政治的権利センター、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、世界拷問禁止団体との共同声明)、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、Espace Afrique International、アムネスティ・インターナショナル、人権監視機構、Turner la Page、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)

まとめ

Doudou Diene

ミャンマーの人権状況に関する特別報告者のプレゼンテーション

Yanghee Lee ミャンマーの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

ミャンマー

意見交換対

欧州連合、カナダ、ポーランド、タイ、チェキア、**日本**、スウェーデン、ベルギー、イラク、ドイツ、フランス、オーストラリア、デンマーク、ノルウェー、オランダ、イスラム協力団体、イラン・イスラム共和国、リヒテンシュタイン、韓国

日本のステートメント: 日本は、ミャンマーのラカイン州への避難民の任意で安全な規律ある帰還を重要視している。日本はミャンマーと国連開発計画と国連難民高等弁務官との間で署名された「理解覚書」を歓迎する。

コメント

Yanghee Lee

意見交換対話(継続)

サウジアラビア、インドネシア、ニュージーランド、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、メキシコ、中国、アフガニスタン、ルクセンブルグ、エストニア、ロシア連邦、トルコ、ラオ人民民主主義共和国、アイルランド、モルディヴ、英国、ヴェトナム、ヒューマン・ライツ・ナウ、アムネスティ・インターナショナル、国際人権同盟連盟、弁護士の人権監視機構カナダ、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、国際弁護士団体、人権監視機構、全世界基督教徒連帯

まとめ

Yanghee Lee

6月27日(水)昼 第20回会議

議事項目4(継続)

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)ブルガリア(欧州連合を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(諸国グループを代表)、ベルギー、パキスタン、ドイツ、エジプト、英国、スイス、日本、スペイン、韓国、スロヴェニア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、ジョージア、ウクライナ、オーストラリア、中国、モルディヴ、フランス、チェキア、カナダ、アイスランド、フィンランド、ノルウェー、デンマーク、イラン・イスラム共和国、朝鮮人民民主主義共和国、ロシア連邦、アイルランド、ボリヴィア多民族国家、アルメニア、オランダ、Procuraduria para la Ddefensa de los Derechos Humanos of Nicaragua、バハイ国際共同体、国際レズビアン・ゲイ協会、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、国際人権同盟連盟、国際レズビアン・ゲイ連盟欧州地域 ILGA-EUROPE、Conseil International pour le soutien a des process equitables et aux Droits de l'Homme、アフリカ開発協会、死刑反対を共に、ヒューマン・ライツ・ナウ、イラク開発団体、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、Alsalam 財団、プレス・エンブレム・キャンペーン、Covnectas Diretos Humanos、カイロ人権学研究所、世界福音同盟、全世界基督教徒連帯、国際人権サーヴィス、人権法センター、国際法律家委員会、アムネスティ・インターナショナル、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、VIVAT インターナショナル(フランシスカン・インターナショナルとの共同声明)、国際弁護士団体、人権監視機構、調査センター、農山漁村開発行動センター、中国人権学協会(CSHRS)、Pasumai Thaayagam 財団、南北協力連合都市機関、ニュー人権カメルーン、欧州---第三世界センター、ギニア医療互助協会、ヘルシンキ人権財団、第19条---国際検閲禁止センター、国際教育開発 Inc.、暴力被害者擁護団体、Khiam 拷問被害者更生センター、アフリカ文化インターナショナル、Maarji 平和開発財団、CIVICUS---世界市民参画同盟、国際ムスリム女性連合、Verien Sudwind Entwicklungspolitik、Ius Primi Viri 国際協会、南米インディアン会議(CISA)、世界 Barua 団体、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)、Action internationale pour la paix et le developpement dans la region des GrandsLacs、創造的社会プロジェクト同盟、世界ムスリム会議、健康人権推進者委員会、Association Culturelle des Tamouls en France、アメリカ法律家協会、人間の安全保障イニシャティヴ団体、Rencontre Africaine oor la defense de droits de l'homme、連合村、世界市民協会、国連監視機構、国際アメリカ・マイノリティ人権協会、国際和解フェローシップ、勝利の青年運動、国際国連青年学生運動、欧州法律司法センター、Association pour l'integration et le Developpement Durable au Burundi、女性と子どもの権利保護協会(APWCR)、スイス・ギニア連帯、Jssor 青年団体、世界環境資源会議、Association des etudiants tamouls de France、国際ジュネーブ権利開発機関、Association Bharathi Centre Culturel France-Tamoul、Le Pont、L'Obervatoire Mautitanien des Droits de l'Homme et de la Democtier、開発地域社会エンパードメント協会、ABC Tamil Oli、Tamil Uzhangam、Association Thendral、Agir Ensemble pur les Drots de l'homme、Coup de Pousse Chaine de l'Espoir Nord-Sud(CDP-CENS)、Dunenyo 協会、解放、Mbororo 社会文化開発協会 MBOSCUDA、アフリカ先住民族調整委員会、調査教育団体センター、人権平和アドヴォカシー・センター、国際キャリア支援協会、Conseil de jeunesse pluriculturelle(COJEP)、B'nai B'rith インターナショナル、Reseau Internatonaldes Droits Humains(RIDH)、水・環境・保健世界機関、世界ユダヤ人会議、国際ヒューマ

ニスト倫理連合(死刑反対を共にとの共同声明)、マイノリティ権利グループ・インターナショナル

日本のステートメント: 日本はシリアとミャンマーの人権状況に関するその立場をすでに述べた。「北朝鮮」に関しては、米国と「北朝鮮」のサミットで拉致の問題が提起されることが極めて重要である。アジア太平洋地域では、人権擁護者とマイノリティの人権を含め、基本的自由の継続する抑圧がある。米国が国際的な人権の推進に指導力を示すことが期待される。

答弁権行使

ギリシャ: 本日を含め、アジェンダに無関係な議事項目の下で、ある団体がステートメントを繰り返すことを許したことに対して、人権理事会議長・副議長に強い反対を表明する。この団体が行ったステートメントは、根拠がなく、歴史をわきまえず、実体のないものであり、ギリシャと旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国との間の国名問題に関する歴史的協定の時期に出されたものであり、明らかに非生産的印象を生み出すことを目的としたものである。

カンボディア: カンボディアに対してなされたステートメントは、人権理事会の規則違反であり、国の来るべき選挙の信用を失墜させることだけを求めている。カンボディアの状況の議事は次回の理事会会期にあるので、現会期中に討議できない。コメントを出した国々と団体は、手続き規則に違反しており、カンボディアの主権にも違反している。法支配の施行は、来るべき選挙とは何の関係もない。

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: 我が国の状況を知らないかまたは関係のない団体による間違った申し立てである。国際キャンペーンはヴェネズエラ国を覆すことを求めている。新植民勢力は国の天然資源を利用したいと思っている。ヴェネズエラは、国の中で外国勢力によってテロリ暴力が行われている事実を非難する。北の国々は人権理事会でヴェネズエラを悪魔化している。ヴェネズエラでは、世界でも最も現代的で透明性のある選挙メカニズムが利用できる。

インド: パキスタンが述べた国連人権高等弁務官の報告書を即座に否定した。パキスタンは記録破りのようであり、自国の人権侵害から世界の注意をそらそうと必死になっている。前述の報告書は、地域のテロを合法化している。そのような間違った話が、人権理事会で根拠を得ることが許されてはならない。イスラム協力団体のステートメントに関しては、この団体にはインドの内部問題に関する事柄をあれこれ言う権利はない。

エジプト: 信憑性を欠いた主張を拒否する。エジプトの市民社会の機能に関しては、これら申し立ても同様に拒否される。強制失踪の申し立てに関しては、犯人たちは逮捕され、国内手続きと既存の基準の下で裁判にかけられた。死刑に関しては、最悪の犯罪にのみ適用され、エジプトの国際責務に沿ったものである。英国のステートメントは、メディアの検閲は禁止されていないので残念である。

イラン・イスラム共和国: 様々な国々、特に英国の間違った主張を拒否する。他国の問題に干渉する前に、カナダ政府も、自国の履歴を明らかにしなければならない。英国の女兒と女性のハラスメントと「イスタンブール条約」の未批准は重大な問題である。

中国: いくつかの国々が中国について誤った主張をした。中国はその人権開発の道で優れた業績を挙げ、万人が法の下で平等である。中国の司法の主権には、独自の刑事事件の扱い方が含まれる。中国政府は、安定を推進しており、分離主義者やテロリストを取り締まっている。

トルコ: トルコはテロ集団がその民主主義に反する試みをするのに耐えてきた。民主主義と法の支配を保護することはその権利と責任である。措置は、透明性をもって国際責務に従って行われている。メディアの自由を含め、政治的権利の保護は、「憲法」に保証されている主たる目的である。

スーダン: 英国に答えるが、英国の批判を拒否し、英国はその経済的野心を達成するために何百万人もの人々を殺害したことを想起する。第2次世界大戦後、その取り組みは現代の戦争にまで拡大し、何千人ものイラクの人々を殺害した。英国は、他の人々に向けて差別と人種主義を行使している時に、多を批判する立場にはない。女性はスーダンでは大変に尊重されており、政府にもその代表者数は多い。

ブラジル: ブラジルは、最近、学校へ行く途中で14歳の Marcos Vinicius da Silva が亡くなったことを深く悲しんでいる。リオデジャネイロ市は、この悲劇的な出来事に続いて3日間の公式の喪を宣言した。犯罪との闘いと公共の安全の推進は、ブラジル政府のカギとなる優先事項である。公共の安全保障は、開発と人権の保護にとって不可欠のものである。リオへの連邦の介入は、公衆の不安の深刻な状況に鑑みた例外的な措置であり、国の政府の同意とブラジル議会の承認を得て取られた。暴力と犯罪の底辺にある原因は、包括的に対処されなければならない。

フィリピン: 欧州連合を代表するブルガリアに答えて、ベルギー、チェキア及びフィンランドは、フィリピンの司法制度を誤解しており、偏見のある政治的動機のある情報源に継続して頼ってきたことを残念がった。フィリピンには活気ある良く機能する司法制度があり、法の支配にコミットしている。前裁判長に対して申し立てられた事件は、ドゥテルテ大統領の政策のあるものに対する反対に関連した政治的配慮のためであった。国内法は残虐罪を厳しく罰している。「国際刑事裁判所設立条約」から脱退するというフィリピンの決定は、国内の人権状況を歪めることによって国際社会を誤らせようとするうまく企まれたキャンペーンのためである。フィリピンは国連及び人権理事会とそのメカニズムとのかかわりを止めることは決してない。フィリピンは、ただ、特別手続きのかかわりが、偏見がなく、客観的で、バランスが取れ、建設的対話に開かれたものであることを求めているだけである。

韓国: 「北朝鮮」の労働者は、その自由意思で「南朝鮮」に入ることを決定し、他の南朝鮮国民のように自由な生活を享受している。韓国政府は、朝鮮半島での移動の自由が完全には享受されていないことを残念に思う。韓国政府は、「板門店宣言」の円滑な実施を通して南北の分裂から生じる緊急の人道問題に対処する努力を払うつもりである。

ラオ人民民主主義共和国: ある NGO が、我が国に対して根拠のない申し立てを行った。我が国の民族集団で大量殺戮に直面しているものはない。政府はすべての民族集団の間の連帯と平等の政策を追求している。すべての集団は法の下で平等である。ラオ人民民主主義共和国は、すべての民族集団の福利を強化置を実施しており、大勢のモン族が政府高官の地位を占めている。この NGO は、さらに困った立場になることを控えるよう要請される。

日本: 朝鮮人民民主主義共和国に答えるが、日本は世界中の人権の強力な支持者である。日本にはわが国に住む朝鮮人を差別する法律などない。平壤と東京との間の疑念を克服することが重要である。

キューバ: 宗教を根拠に人を迫害したとの申し立ては間違っている。宗教機関は何の障害もなく定期的に会合を開催できる。政府は、共通の考えとプロジェクトの追求を通して、宗教の自由に好都合な背景を推進している。キューバは我が国の信用を失墜させる依怙最良の政治的動機の試みを拒否する。

イラク: 死刑に関するすべてのドイツの非難を強く拒否する。イラクでは最も重大な犯罪に対して国際基準に沿って死刑を実施している。イラクは18歳未満の者に死刑を執行することはない。ドイツは、犯罪被害者が利用できる救済手段に気づき、死刑の問題を討議する時に、すべての国をひとまとめにしてはならない。イラクは、他国の法律に介入しないようドイツに要請する。

パキスタン: インドは一方的に現状を変えることはできないと述べて、インドが根拠のない主張を継続していることを残念に思う。インドの違法なジャンム・カシミールの占領は、正当化できず、テロと

闘うとのその口実、その安全保障軍が行っている犯罪を隠すことはできない。インドはこの地域をゲッターに変えている。高等弁務官の報告書は、これについて明らかである。パキスタンでは、テロは打ち負かされているが、インドではテロリストが政治的キャリアを築いてきた。

朝鮮人民民主主義共和国: 日本は朝鮮占領中に忌まわしい犯罪を犯した。日本は過去と現在の犯罪に対処しなければならない。2年前、12名の朝鮮人民民主主義共和国の女性が、「南朝鮮」によって拉致された。「南朝鮮」は無条件でこれら拉致被害者である12名の女性を帰還させ、過酷な法律を止めるべきである。

インド: 独立した司法と積極的な市民社会が世界最大の民主主義への自然な防御である。ジャンム・カシミールの問題は、テロである。理事会は、そのテロリストへの資金調達を止め、違法な占領を終わらせ、政治的反体制派を標的とすることを止めるようパキスタンに求めるよう要請される。

日本: 朝鮮人民民主主義共和国が引用した数字は間違っている。しかし、日本は朝鮮人民民主主義共和国に協力の手を差し伸べ、協力を深めたいと思っている。

パキスタン: インドが予見できる型の回答を再び繰り返したことを残念に思う。国連人権高等弁務官の報告書は正直なフォローアップを必要とする。問題は鏡ではなくイメージである。インドはパキスタンに対して怒りをむき出しにするのではなく、もっと反省するべきである。パキスタンはインドに、国連安全保障理事会決議が軍の配置の枠組を規定していることを思い出してもらいたい。パキスタンはインドにこれら決議を実施し、みんなが無駄な答弁権行使をしなくて済むよう要請する。

朝鮮人民民主主義共和国: 日本によまた新たな誤解を招く申し立てを全面的に拒否する。日本が人道違反の犯罪を行ったことは歴史的事実である。残念なことに、日本はそのような人道違反の犯罪に対処してこなかった。女性に対する暴力に関する国連の特別報告者は、日本軍による被害者の数は20万人にも上ると推定した。日本は答弁権とは何の関係もない事柄よりもむしろ過去の犯罪に対処するべきである。

6月27日(水)午後 第21回会議

議事項目5: 人権機関とメカニズム

提出文書

1. 「企業と人権フォーラム」の第6回会期に関する人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会報告書(A/HR/38/49)

報告書プレゼンテーション

Anita Ramasastry 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会議長

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、ブラジル(諸国グループを代表)、ブルガリア(欧州連合を代表)、ウルグァイ(諸国グループを代表)

6月28日(木)午前 第22回会議

議事項目5(継続)

一般討論(継続)

ルクセンブルグ(諸国グループを代表)、フランス(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(諸国グループを代表)、アラブ首長国連邦(アラブ諸国連盟を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ペギー、中国、スイス、チリ、エクアドル、エクアドル、パキスタン、モルディヴ、モンテネグロ、コロンビア、マルタ騎士団、ボツワナ、湾岸アラブ諸国協力会議、アイルランド、フィジー、マラウイ、スーダン、バーケーン、インド、モロッコ(諸国グループを代表)、解放、アフリカ先住民族調整委員会、Prahar、調査教育団体センター、国際弁護士団体、国際和解フェロシップ、ニュー人権カメルーン、国際人権サーヴィス、国際拷問被害者更生センター、国際ムスリム女性連合、南米インディアン会議(CISA)、世界バルア団体、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)、世界ムスリム会議、健康人権推進者委員会、Associaion Culurelle des Tamouls en France、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、ライク開発団体、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、Alsalam 財団、暴力被害者擁護団体、連合村、Verien Sudwind Entwicklungsplitik、世界市民協会、女性と子どもの権利保護協会、国際アメリカ・マイノリティ人権協会(IHRAAM)、Conseil International de Soutien a des Proces Equitables et aux Droits de l'Homme、Association pour l'Integrtrion et le Developpement Durable au Brundi、ギニア医療互助協会、スイス・ギニア連帯、Association des etudiants tamouls de France、Le Pont、L'Obserrvatoire Mauritanien des Droits de l'Homme et de la Democratie、国際アフリカ連帯、ABC Tamil Oli、Taml Uzthagam、Conseil de jeunesse pluriculturelle(COJEP)、"Tupaj Amaru"インディアン運動、世界水・環境・保険機関、欧州---第三世界センター、NGO 調査機関、FIAN インターナショナル

6月28日(木)午後 第23・24回会議

記事項目6: 普遍的定期的レビュー

ボツワナの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所ボツワナ代表部大使、セネガル、南アフリカ、スーダン、国連子ども基金、国連開発計画、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ザンビア、ジンバブエ、アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、ベルギー、ボツワナ、チャド、世界殺人反対センター、アムネスティ・インターナショナル、Federatie Van Nederlandse Verenigngen Tot Integratie Vn Homoseksualiteit---Coc オランダ(国際レズビアン・ゲイ協会との共同声明)、人口開発アクション・カナダ、Rencontre Africaine pour la Defense des Droits de l'Homme

207 の勧告のうち、ボツワナは 93 受け入れ、114 に留意した

ボツワナの普遍的定期的レビューの成果を採択

バハマの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所バハマ代表部公使参事官・次席大使、アフガニスタン、ベルギー、中国、キューバ、ハイティ、ホンデュラス、チリ、連合村、英連邦人権イニシャティヴ、南北協力連合都市機関、

アフリカ文化インターナショナル

141 の勧告のうちバハマは 78 を受け入れ、57 に留意し、4 つに明確化を求めた
バハマの普遍的定期的レビューの成果を採択

ブルンディの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所ブルンディ代表 125 部参事官、エジプト、エチオピア、ハイティ、ホンデュラス、パキスタン、セネガル、南アフリカ、スリランカ、スーダン、タンザニア連合共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アフガニスタン、アンゴラ、アムネスティ・インターナショナル、国際レズビアン・ゲイ協会、第 19 条---国際検閲禁止センター、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、国際人権同盟連盟、国際人権サービス、CIVICUS---世界市民参画同盟、国連監視機構、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme

242 の勧告のうち、ブルンディは 125 を受け入れ、117 に留意した
ブルンディの普遍的定期的レビューの成果を採択

6 月 29 日(金)午前 第 25 回会議

議事項目 6(継続)

ルクセンブルグの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所ルクセンブルグ代表部大使、ルクセンブルグ国内人権協議委員会、イラン・イスラム共和国、イラク、ラオ人民民主主義共和国、マダガスカル、パキスタン、セネガル、アルメニア、チャド、エジプト、ホンデュラス

149 の勧告のうち、ルクセンブルグは 135 を受け入れ、14 に留意した
ルクセンブルグの普遍的定期的レビューの成果を採択

バルバドスの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所バルバドス代表部大使、英国、ベルギー、チリ、中国、キューバ、ハイティ、ホンデュラス、南北協力連合都市機関

137 の勧告のうち、バルバドスは 64 を受け入れ、73 に留意した
バルバドスの普遍的定期的レビューの成果を採択

モンテネグロの普遍的定期的レビューの成果の検討

モンテネグロ人権・マイノリティの権利大臣、リビア、ネパール、パキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルバニア、中国、エジプト、ホンデュラス、イラン・イスラム共和国、アムネスティ・インターナショナル、南北協力連合都市機関

169 の勧告のうち、モンテネグロは 159 を受け入れ、10 に留意した
モンテネグロの普遍的定期的レビューの成果を採択

アラブ首長国連邦の普遍的定期的レビューの成果の検討

アラブ首長国連邦外務省人権・国際法大臣補、イラク、クウェート、レバノン、レソト、リビア、パキスタン、フィリピン、カタール、ロシア連邦、ンガポール、スリランカ、スーダン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、勝利の青年運動、Organisatio pour la Communication en Afrique et de

Promotion de la Cooperation Economique Internationale---OCAPROCE Internationale、アフリカ文化
インターナショナル、アムネスティ・インターナショナル、連合村、CIVICUS---世界市民参画同盟、
人権監視機構、Conseil International pour le soutien a des proces equitables et aux Droits de l'Homme、
国際弁護士団体、Dunenyo 協会

232 の勧告のうち、アラブ首長国連邦は 132 を受け入れ、100 に留意した。

アラブ首長国連邦の普遍的定期的レビューの成果を採択

6月29日(金)昼 第26回会議

議事項目6(継続)

イスラエルの普遍的定期的レビューの成果の検討

人権理事会議長、イラン・イスラム共和国、リビア、マダガスカル、シンガポール、ヴェネズエラ・
ボリヴァリアン共和国、ボツワナ、ホンデュラス、エジプト、国連監視機構、カイロ人権学研究所、世
界ユダヤ人会議、婦人国際平和自由連盟(WILF)(法的援助カウンセリング女性センターとの共同声明)、
国際和解フェロシップ、Al-Haq 人に仕える法、Khiam 拷問被害者更生センター、CIVICUS---世界市
民参画同盟、世界市民協会、人権監視機構

240 の勧告のうち、イスラエルは 70 を受け入れ 170 に留意した

イスラエルの普遍的定期的レビューの成果を採択

リヒテンシュタインの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所リヒテンシュタイン代表部大使、アフガニスタン、ホンデュラス、連合村

126 の勧告のうち、リヒテンシュタインは 84 を受け入れ 42 に留意した

リヒテンシュタインの普遍的定期的レビューの成果を採択

セルビアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所セルビア代表部大使、エジプト、ホンデュラス、イラク、リビア、ロシア連
邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アゼルバイ
ジャン、中国、キューバ、人権ハウス財団、アムネスティ・インターナショナル、国際法律家委員会、
CIVICUA---世界市民参画同盟、人権監視機構、南北協力連合都市機関

190 の勧告のうち、セルビアは 175 を受け入れ、15 に留意した

セルビアの普遍的定期的レビューの成果を採択

6月29日(金)午後 第27回会議

議事項目6(継続)

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、
トーゴ(アフリカ・グループを代表)、ブルガリア(欧州連合を代表)、ロシア連邦、アラブ首長国連邦(ア
ラブ諸国連合を代表)、バラグアイ(諸国グループを代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中
国、キューバ、チュニジア、ジョージア、ザンビア(諸国グループを代表)、モンテネグロ、リビア、モ

ロッコ、タンザニア連合共和国、アルメニア、マラウイ、国連人口基金、国際法律家委員会、Centrul de Resurse Juridice、UPR インフォ、国際レズビアン・ゲイ連盟欧州地域 ILGA-EUROPE、"Tupal Amaru"インディアン運動、アムネスティ・インターナショナル、暴力被害者擁護団体、Maarij 平和開発財団、国際弁護士団体、国際ヒューマニスト倫理連合、アメリカ法律家委員会(フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団、国際教育開発、国際和解フェロシップ、世界平和会議との共同声明)、南北協力連合都市機関、Kham 拷問被害者更生センター、世界バルア団体、国際人種差別撤廃団体、国際和解フェロシップ、Association Culturelle des Tamouls en France、enconte Africaine pour la Defense des Droits de l'Homme、イラク開発団体、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、Alsalam 財団、Verien Sudwind Entwicklungspolitik、世界市民協会、国連監視機構、Conseil International de Soutien a des Proces Equitables et aux Droits de l'Homme、Association pour l'Integration et le Developpement Durable au Burundi、創造的社会プロジェクト同盟、Association des etudiants temouls de France、ジュネーヴ国際権利開発機関、Association Bharathi Centre Culturel Franco-Tamoul、L'Observatoire Mauritanien des Droits de l'Homme et de la Democratie、国際アフリカ連為井、ABCTamil Oli、Tamil Uzhagam、Thendral 協会、解放、Mbororo 社会文化開発協会 MBOSCUDA、アフリカ先住民族調整委員会、第 19 条---国際検閲反対センター、世界ムスリム会議

答弁権行使

ジブティ: 欧州連合を代表するブルガリアに答えるが、ジブティには拘束されている人権擁護者はなく、欧州連合の懸念を理解できない。人権擁護者に対する報復の申し立ては、間違った情報に基づいている。我が国の市民社会は、「普遍的定期的レビュー」プロセスに参加してきた。ジブティは、人権擁護者の保護にコミットしていることを繰り返す。

7月2日(月)午前 第28回会議

議事項目 7: パレスチナ及びその他のアラブ被占領地の人権状況

当該国ステートメント

人権理事会議長(イスラエルを代表)、パレスチナ国、シリア・アラブ共和国

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、シリア・アラブ共和国、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、アラブ首長国連邦(アブ諸国連盟を代表)、クウェート(湾岸協力会議を代表)、ボリヴィア多民族国家(諸国グループを代表)、ブラジル、パキスタン、エジプト、イラク、カタール、セネガル、アラブ首長国連邦、チリ、サウディアラビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、南アフリカ、中国、アフガニスタン、キューバ、エクアドル、ナイジェリア、チュニジア、クウェート、ナミビア、ヨルダン、モルディヴ、リビア、ジブティ、スーダン、イラン・イスラム共和国、朝鮮人民民主主義共和国、インドネシア、バーレーン、マレーシア、あるしせえりあ、ロシア連邦、ジンバブエ、バングラデシュ、ボリヴィア多民族国家、トルコ、イエメン、オマーン、レバノン、モーリタニア、モロッコ、パレスチナ帰還センター、世界ユダヤ人会議、ユダヤ人学生欧州連合、国連監視機構、子ども擁護インターナショナル、世界協会会議国際問題教会委員会、Conseil International de Soutien a des Proces Equitables et aux Droits de l'Homme、ヒューマン・ラ

イツ・ナウ、カイロ人権学研究所、アラブ法律家連合、国際人権同盟連盟、世界市民協会、欧州---第三世界センタへ(国際民主弁護士協会との共同声明)、人権監視機構、国際弁護士団体、IUS PRIMI VIRI 国際協会、南北協力連合都市機関、暴力被害者擁護団体、Khiam 拷問被害者更生センター、国際国連青年学生運動、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)、ジュネーヴ国際権利開発機関、Association Bharathi Centre Culturel Franco---Tamoul、L'Obwervatoire Maruitanien de Droits de l'Homme et de la Democratie、パレスチナ人居住難民権 Badil リソース・センター、"Tupaj Amaru"インディアン運動、NGO 調査機関、Servas インターナショナル、Al Mezan 人権センター

7月2日(月)昼 第29回会議

議事項目8: 「ウィーン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、オーストリア(欧州連合を代表)、パキスタン、イラク、オーストラリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、南アフリカ、チュニジア、オランダ(諸国グループを代表)、アイスランド(諸国グループを代表)、リビア、ナミビア、イラン・イスラム共和国、ギリシャ、アルバニア、バーレーン、インド、モザンビーク、タンザニア連合共和国、アイルランド、人口開発アクション・カナダ、Istituto Internazionale Maria Ausaliatrice delle Salesiane di Don Bosco、アフリカ文化インターナショナル、Organisation internationale pour les pays les moins avances(OIPMA)、勝利の青年運動、世界福祉協会、アフリカ先住民族調整し委員会、解放、Mbororo 社会文化開発協 MBOSCUDA、国際ヒューマニスト倫理連合、Prahar、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、ユダヤ人学生欧州連合、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、国際人権サーヴィス、Maarij 平和開発財団、Association pour l'Integration et le Developement Durable au Burundi、IUS PRIMI VIRI 国際協会、女性と子どもの権利保護協会(APWCR)、南米インディアン会議、世界バルア団体、国際和解フェローシップ、Association culturelle des Tamouls en France、ニュー人権カメルーン、Rencontre Africaine pour la defense de droits de l'homme、イラク開発団体、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、暴力被害者擁護団体、Khiam 拷問被害者更生センター、国際国連青年学生運動、世界市民協会、国連監視機構、創造社会プロジェクト同盟、世界ムスリム会議、Le conseil international de Soutien a des proes equitables et aux Droits de l'Homme、Association de etudiants tamouls de France、人間の運動行動、欧州ヒューマニスト連盟、Association Bharathi Centre Culturel Franco-Tamoul、L'Observatoire Mauritanien des Droits de l'Homme et la Democratie、開発と地域社会エンパワメント協会、国際アフリカ連帯、ABC Tamil Oli、Tamil Uzhagam、Thendral 協会、"Coupe de Pousse" Chaine de de l'Espoir Nord-Sud、NGO 調査機関、Axtion international pour la paix et le developement dans la region des Grands Lacs、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)

答弁権

イラク: イラクで開催された最近の選挙に関するオーストラリアのコメントに関して応えるが、2013年以來イラクでは4回の議会選挙が開催された。イラク人が直面している課題にもかかわらず、彼らはコレラ選挙に参加した。イラクにおける選挙に対する申し立てと課題は、権限のある機関によって見直されてきた。

パキスタン: パキスタンの来るべき選挙に対するオーストラリアの言及は、恩着せがましく、パキスタンの内部問題への介入となる。パキスタンの選挙は、幅広い参画を得て包摂的で、国威基準に沿っている。オーストラリアの意見は、人権理事会フォーラムの建設的スペースを縮小させ、それ自体の依怙臆に關して問題を提起する。

7月2日(月)午後 第30回会議

議事項目9: 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容、「ダーバン宣言」のフォローアップと実施

提出文書

1. 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者報告書 (A/HRC/38/52)
2. 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者報告書 (A/HRC/38/53)

報告書プレゼンテーション

E. Tendayi Achiume 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者

意見交換対話

欧州連合、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、ハンガリー(地域を超えて諸国グループを代表)、パレスチナ国、コロンビア、ブラジル、パキスタン、ノルウェー、フランス、ベルギー、イラク、オランダ、スペイン、ボツワナ、チュニジア、ブルガリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、メキシコ

コメント

E Tendayi Achiume

意見交換対話(継続)

コスタリカ、ロシア連邦、アルゼンチン、キューバ、コーティヴォワール、インド、エクアドル、スロヴァキア、ラトヴィア、国連女性、トーゴ、アイルランド、ナイジェリア、イタリア、ジブティ、モロッコ、南アフリカ、パラグアイ、世界ユダヤ人会議、国際差別人種主義反対運動(IMADR)、パレスチナ帰還センターLtd.、マイノリティ権利グループ・インターナショナル、国際国連青年学生運動、Al-Haq 人に仕える法、ユダヤ人学生欧州連合、人権法センター

まとめ

E.Tendaayi Achiume

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ブラジル(諸国グループを代表)、オーストラリア(オア州連合を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、アラブ首長国連邦(アラブ・グループを代表)、パキスタン、エジプト、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、南アフリカ、メキシコ、中国、キューバ、ウクライナ、英国、カタール、リビア、ギリシャ、インド、アゼルバイジャン、ボリヴィア多民族国家、トルコ、トリニダード・トバゴ、スウェーデン、スーダン、中国ティベット文化保

存開発協会、国際国連青年学生運動、世界福祉協会、パレスチナ帰還センターLtd.、世界ユダヤ人会議
ね Conselho Indigenista Missionario、ユダヤ人学生欧州連合、国際ヒューマニスト倫理連合、Conseil
International pour le soutien a des process equitables et aux Drois de l'Homme、Pasumai Thaayagam 財
団、南北協力連合都市機関、人権法センター、ギニア医療互助協会、女性と子どもの権利保護協会
(APWCR)、アフリカ先住民族調整委員会、解放, Mbororo 社会文化開発協会、Prahar、調査教育団体セ
ンター、ニュー人権カメルーン、スイス・ギニア連帯、国際弁護士団体、創造的社会プロジェクト同
盟、Verien Sudwind Entwicklungspolitik、IUS PRIMI VIRI 国際協会、世界バルア団体、Association
Culturelle des Tamouls en France、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme

答弁権行使

アルメニア: 殺害がアゼルバイジャンの国家政策である時に、アゼルバイジャンにはアルメニアを責める道徳的権利はない。アゼルバイジャンは「アルメニア恐怖症」を国のプロバガンダに変えた。そのような考えは若いアゼルバイジャン人の間に広がっており、平和な未来の見通しを危険にさらしている。アルメニアの名前を持つ人々は、アゼルバイジャンにアクセスすることを長く禁止されてきた。人権理事会は、そのような差別行為について懸念を唱えてきた。アゼルバイジャンは理事会の中に憎悪と不寛容を広げないよう要請される。

ブラジル: NGO のステートメントに応えるが、ブラジルの先住民族の権利へのコミットメントを繰り返して述べる。国の憲法は、先住民族の権利に特別な注意を払っており、ブラジルは、先住民族の権利の保護のための国際メカニズムを強く支持している。先住民族の土地は、ブラジルの領土の4%以上を占めている。政府は、憲法に沿って、先住民族の土地を保護するために継続して活動するつもりである。

アゼバイジャン: アルメニアのステートメントは嘘とヘイト・スピーチで一杯である。そのすべての領土で全面的な民族浄化を行っており、単一民族国家を創造することに成功してきたアルメニアと違って、アゼルバイジャンは多民族国家を保ってきた。特にアルメニアの公式統計によればアルメニアには一人のアゼルバイジャン人も住んでいないが、アゼルバイジャンには10万人以上のアルメニア人が暮らしていることを考慮すれば、アルメニアによるそのような無責任な申し立ては、受け入れ難い。他人の権利侵害を犠牲にしていかなる権利も行使できない。アルメニア代表団は、ナゴルノ・カラバフのアゼルバイジャン人の権利を認めることを拒否するならば、この地域で人権を行使するという要件をどうやって両立させるのか?

アルメニア: アゼバイジャン政府は、定期的に偽造データを引用している。アゼルバイジャンの2009年の国勢調査ではわずか306名の人々がアルメニア出身であることを示していた。もしそのような人々がいるのなら、どうしてアゼルバイジャンはこの情報を分かち合わないのか?

アゼルバイジャン: アルメニアの申し立ては歪められた情報で一杯である。政府は、ナゴルノ・カラバフで暮らしている100万人以上のアゼルバイジャン人の国内避難民の権利侵害の簡単な質問に答えられるのではないかと疑う。アルメニアには何人のアゼルバイジャン人が暮らしているのか? 民族浄化政策がアルメニアで行われており、その結果が、一人のアゼルバイジャン人もアルメニアで暮らしていないということである。

7月3日(火)午前 第31回会議

議事項目 9(継続)

一般討論(継続)

イラク開発団体、バーレーンの民主主義と人権のためのアメカ人 Inc.、Alsalam 財団、暴力被害者擁護団体、Khiam 拷問被害者更生センター、国連監視機構、世界ロスリム会議、世界市民協会、Associatin pour l'Integration et le Developpement Durable au Burundi、Association des etudiants tamouls de France、人間の運動行動(AHM)、欧州ヒューマニスト連盟、Association harathi Centre Culturel France---Tamoul、L'Observatoire Mauritanien des Droits de l'Homme et de la Democratie、開発地域社会エンパワーメント協会、国際アフリカ連帯、ABC Tamil Oli、Tamil Uzthagam、Association Thendral、国際教育開発、NGO 調査機関、Servas インターナショナル、保健環境プログラム(HEP)、南米インディアン会議(CISA)、Shivi 開発協会

議事項目 10: 技術援助と能力開発

提出文書

1. ハイティにおける人権メカニズムの勧告を実施するための国内行動計画の開発に関する人権高等弁務官報告書(A/HRC/38/30)

報告書プレゼンテーション

Zeid Ra'ad al Hussein 国連人権高等弁務官

当該国ステートメント

ハイティ、Office de la Protection du Citoyen

意見交換対話

欧州連合、フランス(諸国グループを代表)、カナダ、フランス、オーストラリア、スペイン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、メキシコ、キューバ、英国、ブラジル、フランシスカン・インターナショナル、国際民主弁護士協会、国際人権同盟連盟、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、世界市民協会

まとめ

Zeid Ra'ad al Hussein

7月3日(火)昼 第32回会議

議事項目 10(継続)

提出文書

2. コンゴ民主共和国カサイ地域の状況に帰還する独立専門家チームの結果に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/38/31)

コンゴ民主共和国カサイ地域の状況とコンゴ民主共和国の人権状況の最新情報に関する強化意見交換対話

基調ステートメント

1. Zeid Ra'ad al Hussein 国連人権高等弁務官
2. Abdoul Aziz Thioye コンゴ民主共和国合同国連人権事務所所長代理
3. Bacre Waly Ndiaye カサイ地域の状況に関する独立専門家チーム・チームリーダー

当該国ステートメント

コンゴ民主共和国人権大臣

強化意見交換対話

欧州連合、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、チェコ共和国、ドイツ、エストニア、ベルギー、フランス、スイス、オーストラリア、スーダン、スペイン、ニュージーランド、中国、英国、オランダ、エリトリア、アイルランド、モザンビーク、アルジェリア、アンゴラ、エジプト、国際人権同盟連盟、人権監視機構、Dunenyoko 協会、世界福音同盟、国際拷問廃止基督教徒 ACAT 行動連盟、フランシスカン・インターナショナル、Action international pour la paix et le developpement、アムネスティ・インターナショナル、国際人権サーヴィス

まとめ

Zeid Ra(ad al Hussein、Aboul Axix Thioye、Bacre Waly Ndiaye、Marie-Ange Mushobekwa コンゴ民主共和国人権大臣

7月3日(火)午後

議事項目 10(継続)

ウクライナの人権状況に関するプレゼンテーション

Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官

当該国ステートメント

ウクライナ

意見交換対話

欧州連合、カナダ、ポーランド、アイスランド、フィンランド、チェキア、クロアチア、エストニア、ロシア連邦、ベルギー、フランス、スイス、英国、ノルウェー、デンマーク、オーストラリア、スペイン、オランダ、リトアニア、スロヴェニア、ニュージーランド、ブルガリア、ラトヴィア、スウェーデン、アゼルバイジャン、欧州評議会、ジョージア、ドイツ、トルコ、スロヴァキア、オーストリア、モルドヴァ共和国、アイルランド、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、世界ウクライナ女性団体連盟、マイノリティ権利グループ・インターナショナル、人権ハウス財団、国連監視機構

まとめ

Kate Gilmore

7月4日(水)午前 第33回会議

人権の推進と保護における技術協力に関する年次テーマ別討論: 人権と持続可能な開発: 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の効果的かつ包摂的实施に貢献するために人権技術協力と能力開発を強化する

開会ステートメント

Georgette Gagnon 国連人権高等弁務官事務所現地活動技術協力部部长

司会者とパネリストのステートメント

1. Sek Wannamethee 司会者・ジュネーブ国連事務所タイ代表部大使
2. Nahla Haidar 女子差別撤廃委員会委員
3. Valerie Julliard 国連ネパール駐在コーディネーター
4. Mary Wayonyi ケニア国立統計局戦略開発部長・持続可能な開発目標フォーカル・ポイント

討論

ブラジル(ポルトガル語国共同体を代表)、欧州連合、トルコ(諸国グループを代表)、デンマーク(諸国グループを代表)、シンガポール(東南アジア諸国連合を代表)、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、ブラジル(諸国グループを代表)、モロッコ(フランス語圏諸国とオブザーヴァー国を代表)、ポルトガル(諸国グループを代表)、オランダ(諸国グループを代表)、オーストラリア、ミャンマー、オーストラリア人権委員会(ビデオで)、国際レズビアン・ゲイ協会(LGBT 権利スウェーデン連盟との共同声明)、人口開発アクション・カナダ、パキスタン、コスタリカ、ボツワナ、ホンデュラス、アイルランド、セネガル、アラブ首長国連邦、国連開発計画、スリランカ、Organisation internationale de la Francophonie、イラン・イスラム共和国、チャド、国内人権機関世界同盟、南北協力連合都市機関、世界市民協会

まとめ

Mary Wayonyi、Valerie Julland、Nahla Haidar、Georgette Gagnon、Sek Wannamethee

7月4日(水)昼

議事項目 10(継続)

中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家プレゼンテーション

Marie-Therese Keita Bocoum 中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家

当該国ステートメント

中央アフリカ共和国

意見交換対話

欧州連合、トーゴ(アフリカ・グループを代表)、セネカセル、フランス、オーストラリア、スーダン、オランダ、ボツワナ、ニュージーランド、中国、コート・ド'イボワール、英国、エジプト、ガボン、世界福音同盟(カリタス・インターナショナル国際カトリック慈善連合との共同声明)、全世界基督教徒連帯、Espace Afrique International、国際拷問廃止基督教徒 ACAT 行動連盟

コメント

Marie-Therese Keita Bocoum

意見交換対話(継続)

国際人権同盟連盟、南北協力連合都市機関、国際人種差別撤廃団体(EAFORD)

まとめ

Marie-Therese Keita Bocoum

7月4日(水)午後 第34回会議

議事項目2(継続)

ミャンマーの状況に関する人権高等弁務官との意見交換対話

開会の言葉

Vojislav Suc 人権理事会議長

ミャンマーに関する人権高等弁務官の口頭による最新情報

Zeid Ra'ad al Hussein

当該国ステートメント

ミャンマー

意見交換対話

欧州連合、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、モルディヴ、カタール、フィンランド、ブラジル、パキスタン、ヨルダン、リビア、クロアチア、クウェート、ベルギー、スイス、**日本**、フランス、イラク、デンマーク、オーストラリア、スペイン、オランダ、インドネシア、マレーシア、カナダ、アゼバイジャン、バングラデシュ、スウェーデン、トルコ、アイルランド、エジプト、サウディアラビア、レバノン、イラン・イスラム共和国、Maarij 平和開発財団、ヒューマン・ライツ・ナウ、マイノリティ権利グループ・インターナショナル、国際法律家委員会、アムネスティ・インターナショナル、全世界基督教徒連帯、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、人権監視機構

日本のステートメント: 雨季に強制移動させられたロヒンギャの人道ニーズを考慮に入れることの重要性を述べる。この点で、バングラデシュが払った努力に感謝する。日本は、ミャンマーがますますスピードをもって取り組むことを期待し、積極的手段としてミャンマーによる独立調査委員会の設立を検討している。

まとめ

Zeid Ra'ad al Hussein

ブルンディとジョージウに関する口頭による最新情報の人権副高等弁務官によるプレゼンテーション

Kae Gilmore

当該国ステートメント

ブルンディ、ジョージア

7月5日(木)午前 第35回会議

議事項目 10(継続)

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ペルー(53 各国グループを代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(議事手続の問題)、ペルー(53 各国グループを代表)、キューバ(議事手続の問題)、英国(議事手続の問題)、ボリヴィア多民族国家(議事手続の問題)、メキシコ(議事手続の問題)、エジプト(議事手続の問題)、Vojislav Suc

ヴェネズエラで起こっている拷問及びその他の残虐行為について

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(議事手続の問題)、Vojislav Suc、ペルー(53 各国グループを代表)

トーゴ(アフリカ・グループを代表)、ブラジル(諸国グループを代表)、エジプト(諸国グループを代表)、南アフリカ(諸国グループを代表)、オーストリア(欧州連合を代表)、モルディヴ(諸国グループを代表)、アラブ首長国連邦を代表(アラブ・グループを代表)、パキスタン、オーストラリア、スペイン、トーゴ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、Vojislav Suc、中国、キューバ、ウクライナ、ハンガリー、ネパール、**日本**、エジプト、英国、モルディヴ、タイ、フランス、ポーランド、アイスランド、フィンランド、ヨルダン、リビア、国連子ども基金、エストニア、スーダン、リトアニア、インドネシア、ブルガリア、ラトヴィア、スウェーデン、インド、アゼルバイジャン、モルドヴァ共和国、マーシャル諸島、タンザニア連合共和国、ヴェトナム、イタリア、コスタリカ、アイルランド、シリア・アラブ共和国、アルバニア、朝鮮人民民主主義共和国、ベラルーシ、アフリカ国内人権機関ネットワーク、国際レズビアン・ゲイ協会、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、人権監視機構(国際法律家委員会、国際人権サーヴィスとの共同声明)、解放、Mbororo 社会文化開発協会 MBOSCUDA、調査教育機関センター、創造的社会プロジェクト同盟、アメリカ法律家協会、人間の安全保障イニシアティブ団体、スイス・ギニア連帯、国際弁護士団体、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、世界市民協会、IUS PRIMI VIRI 国際協会、世界バルア団体、国際人種差別撤廃団体、Pasumai Thaayagam 財団、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、イラク開発団体、バーレーンの民主主義の人権のためのアメリカ人 Inc.、Alsalam 財団、暴力被害者擁護団体、Conseil International de Soutien a des Procces Equitables et au Droits de l'Homme、Association Bharathi Centre Culturel Franco---Tamoul、L'Observatoire Mauritanien des Droits de l'Homme et de la Democratie、国際アフリカ連帯、ABC Taml Oli、Tamil Uzhagam、Association Thendral、Al-Ayn 社会ケア財団、国際人権サーヴィス(アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア、カイロ人権学研究所、Conectas Direitos Humanos、CIVICUS---世界市民参画同盟、人権ハウス財団、国際法律家委員会、国際人権同盟連盟、国際レズビアン・ゲイ協会、平和ブリゲード・インターナショナル・スイスとの共同声明)、平和介入の道具としての学校世界協会、健康環境プログラム、アジア人権開発フォーラム・フォーラム・アジア(Conectas Direitos Humanos、人権ハウス座一段、人権監視機構、国際法律家

委員会、国際ヒューマニスト倫理連合、国際人権サーヴィスとの共闘声明)

日本のステートメント: カンボディアの人権状況は着実に改善しており、政府は国連のマンデート保持者と協力している。しかし、日本は、今月後半に予定されている選挙に先立って、国の最大の野党が解散したことを心配している。すべてのステイクホルダーは対話を推進しなければならない。政府の献身的な努力が、人権を推進し保護することによって極めて重要である。

答弁権行使

ロシア連邦: アブカジアと南オセチアに注意を引き、これらは独立国であることを主張する。ロシアは、これら共和国を効果的に支配しているわけではない。関連報告書に含まれていない国々への言及は不適切であるので、現在の討議中に手続き規則の明確な違反があった。国々は既存の手続き規則を尊重しなければならない。

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: ヲエネズエラに関する特別手続きの報告書の中には、ヴェネズエラによってマンデートを与えられていないものもある。ヴェネズエラでは人権が完全に施行されており、国は生産的な対話を追求している。国の問題の中には、米国のような国々による残酷な介入と制裁の結果であるものもある。ヴェネズエラに反対する申し立てをしている国々は、北の帝国勢力に仕えている。ヴェネズエラはいつも国連と協力してきたし、国を訪問するよう特別手続きを招待してきた。ヴェネズエラに反対する宣言を支持している国々の中には、反民主的に権力を得た政府を持つところもある。ヴェネズエラは、米国が軍事介入でヴェネズエラを脅している事実を非難する。

モロッコ: モロッコ領サハラに関する諸国グループを代表する南アフリカに答えるが、このステートメントは人権理事会を利用することを求めている。事務総長と決議を歪めており、間違っただ読み方をしている。国連はモロッコが人権メカニズムと完全に協力していることを認めている。モロッコの協力は、先週のモロッコへの事務総長特使の訪問によってふたたび説明されており、特使はモロッコで現地では何が起きているかを見ることができ、代表者たちと会い、この地域での経済的進歩を見ることができた。南アフリカのステートメントは、その人権記録が数週間人権理事会で提起されてきた国々から出ている。モロッコはこのステートメントによる人権理事会の利用を強く非難する。

カンボディア: 日本代表団のステートメント及びカンボディアに対するその他のステートメントに答えるが、カンボディアは、人権を推進し、保護し、尊重し、民主主義を育成し、法の支配を支持するためにすべての国連人権メカニズムと国際社会に参加し、かかわることに依然としてコミットしている。カンボディアは、人権高等弁務官事務所の最初の一番古い現地事務所を受け入れた初めての国であり、1993年以來国別特別報告者とかかわってきた。カンボディアは、20年間、平均して7%の経済成長を遂げてきた。カンボディアは複数党の民主国であり、国民は自由で公正で定期的な選挙を通して政権を自由に選んでいる。前回の選挙が示したように、同じ集団による偏見と選挙プロセスを認めることの拒否は、前例のないものである。この拒否は、慣習的な政治慣行となり、野党の交渉戦略となっている。従って歴史が繰り返されることを防ぐために、カンボディアは、支援と援助を提供し、カンボディアの選挙にオブザーヴァーを送るようすべての国際社会に要請する。

ペルー: ペルーは、ヴェネズエラの人権状況について心配している53か国を代表して発言する。従って、ヴェネズエラは53か国の意見を拒否し、彼らが第三者からの指示に従っていると非難している。53か国はすべて主権国で、ある国が民主的秩序を乱し、人権を侵害している時には反応しなければならない。150万人以上のヴェネズエラ人が、故国を離れており、誰も無関心ではいられない。

7月5日(木)午後 第36・37回会議

議事項目1: 組織上・手続上の問題

決議の採択

1. 女性と女兒に対するあらゆる形態の差別の撤廃(A/HRC/38/L.2/Rev.1)

主提案国: メキシコ、コロンビア

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ルワンダ、サンマリノ、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ、英国、ウルグアイ

修正案 L.24

主提案国: ロシア連邦

修正案 L.35

主提案国: サウディアラビア

修正案票決前ステートメント: メキシコ、チリ、オーストラリア、スロヴァキア、ベルギー、ブラジル、英国

賛成 12 票、反対 24 票、棄権 7 票で修正案 L.24 を否決

賛成 11 票、反対 24 票、棄権 7 票で修正案 L.35 を否決

L.1/Rev.1 採択前ステートメント: エジプト、ナイジェリア、パキスタン、サウディアラビア、カタール、イラク

口頭で修正の L.1/Rev.1 をコンセンサスで採択

決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」の目的と原則に導かれ、

「世界人権宣言」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」及び「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「市民的・政治的権利国際規約」及び「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」を含め、その他の適用できる国際人権条約を再確認し、女性差別の問題に関する国際労働機関採択の関連条約を想起し、

ジェンダー平等と女性差別と暴力の非難が、「ウィーン宣言と行動計画」、「人口開発国際会議行動計画」、「北京宣言と行動綱領」とこれらの見直し会議の成果文書、「ダーバン宣言と行動計画」及び「ダーバン見直し会議」の成果文書で認められてきたことを想起し、

人権理事会、総会、安全保障理事会、女性の地位委員会及びその他の女性と女兒に対する差別の問題

を検討する国連機関によって採択されたすべての関連決議と合意結論も想起し、

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のすべての目標とターゲットに独立した目標とその主流化としてジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント双方が含まれたこと及び「第3回開発のた

国際人権法が、特に性とジェンダーに基づく差別を禁止しており、国内法がそれぞれの国の国際責務を遵守するべきであるという事実を強調し、

すべての人権が普遍的であり、不可分であり、相互に依存しており、相互に関連しており、ジェンダー平等が包括的に組織的に推進されなければならない、家庭や社会の根深い差別が、生活のすべての側面で女性と女児による人権の平等な享受に衰弱させるインパクトを与えることを想起し、いかなる国も世界のどこにおいても人権侵害に無関心であることはできないことを確認し、

女性と女児の経済的・社会的権利を再確認し、経済開発と貧困根絶において女性が果たす重要な役割と持続可能な開発が女性の経済的エンパワーメントと自立及び男女及び適用できる場合には女児と男児の土地・天然資源・その他の生産資源の所有権と管理権、財産権と相続権を含めた平等な経済的権利及び少額金融を含めた金融サービス、女性のための完全で生産的な雇用とディーセント・ワークの平等な機会、同一または同一価値労働同一賃金、法的助言と支援、職業訓練、ICTと市場で、及び地方・国内・国際経済への女性の完全で平等で意味ある参画に対する障害を除去することによってはじめて持続可能な開発が達成されることを強調し、

女性と女児の司法へのアクセスと女性と女児の平等権と機会の適用と「2030 アジェンダ」を達成するためその完全で平等で意味のある参画を推進し、保障する対応力のある司法制度を育成することの重要性を強調し、

持続可能な開発への家庭の貢献を認め、特に貧困を根絶し、暴力・排除・任意によらない離別から保護し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント、社会への女性の完全参画、仕事と家庭のバランスと家庭ユニットの自給自足を達成することを目的とする家庭志向の政策の実施の利益と平等な家庭責任の分かち合いがすべての女性と女児のエンパワーメントのための機能的環境を醸成することを認め、

女性と女児に対する差別が様々な強度で様々なインパクトを与えて、すべての文化に根深く続いており¹、いたるところの女性と女児、特に周縁化され、脆弱な状況にある女性と女児が重複し重なり合う形態の差別に直面しており、いまだに差別的な法律・政策・有害な慣行、特に女性性器切除と子ども結婚、早期・強制結婚に直面しており、法律上と事実上の平等がまだ達成されていないという事実を深く懸念し、

女性と女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する国際責務に反する伝統または文化または宗教的解釈に基づくもっともらしい正当化が、女性と女児が社会と家庭で平等な地位を占め、自分の身体と人間性に完全な支配力を行使することを妨げるために用いられていることを残念に思い、

女性は実体的に経済とあらゆるレベルと領域での意思決定プロセスに意味ある参画をし、土地を含

¹ A/HRC/38/46 を参照。

めた資産を管理する機会が男性よりも少なく、失業したり不完全に雇用されたり、同一労働または同一価値労働に対してより少ない賃金を受けたり、法的・社会的保護が限られている不安定な仕事にかかわったりする可能性がより高く、女性と女兒は不相応な割合の無償のケア労働・家事労働に行っていることを示している家父長的社会規範に基づく差別によって生み出される労働市場における根強いジェンダークラスとセクター別ジェンダー分離の増加に懸念を表明し、

仕事への女性の権利とあらゆるレベル、あらゆる領域の経済と意思決定への女性の完全で平等で意味ある参画を推進する必要性を強調し、土地と天然資源を含めた経済資源へのアクセス、同一労働または同一価値労働同一賃金、ディーセントな有償のケア労働と家事労働へのアクセスを社会保護と安全な労働条件を提供することにより保障し、男女双方のために仕事と家庭責任の両立と平等な分かち合いを促進する政策を開発し、推進することを保障し、

仕事と正しく良好な労働条件への権利、非差別とジェンダー平等への権利は、性と生殖に関する健康への権利と相俟って、職場におけるセクシュアル・ハラスメントからの保護と妊娠・出産・または親であることに基づく差別の禁止のみならず、国家が脆弱な状況にある労働者のための母性保護と育児休業のある雇用を保障する必要もあることを認め、

仕事と正当で良好な労働条件への権利及び非差別とジェンダー平等への権利には、性と生殖に関する健康への権利と相俟って、国家が脆弱な状況にある労働者を含め、労働者のための母性保護と育児休業、並びに職場でのセクシュアル・ハラスメントからの保護と妊娠・出産・親であることに基づいた差別の禁止で雇用を保障することを必要とすることを認め、

国家、国際・地域団体、女性団体と地域を基盤とした団体、フェミニスト集団、女性人権擁護者、労働組合と女兒と青年が主導する団体を含めた市民社が遂げた、すべての人権を尊重し、保護し、成就するための進歩に対するバックラッシュに深い懸念を表明し、これら後退が、経済危機と不平等、女性と女兒の平等権を求める闘いに反対する後退的なロビー活動と政治的または宗教的な解釈に関連していることもあることを認め、

異なった年齢と人選の段階での女兒と女性の異なったニーズと彼女たちの日常の現実に悪影響を及ぼす差別の様々なパターンを認め、

女性と女兒に対する差別が本来深く根づいたジェンダー固定観念であり、差別的な態度、行為、規範、認識、慣習及び女性性器切除や子ども結婚、早期・強制結婚のような有害な慣行は女性と女兒の地位や待遇に直接的な否定的意味合いを持ち、ジェンダーに偏見のある環境が刑事責任免除を助長し、ジェンダー平等を保証し、女性と女兒に対する差別を禁じる法的・規範的枠組の実施を妨げることも認め、

親密なパートナーからの暴力、元パートナーからの暴力、ストーキング、いわゆる「名誉に基づく」暴力を含めたハラスメント、性的・オンライン・ハラスメント、ドメスティック・ヴァイオレンスを含め、公的・私的空間でのデジタル状況とオフラインでのあらゆる形態の女性と女兒に対する差別とジェンダーに基づく暴力を強く非難し、これらが女性と女兒の人権侵害となり、ジェンダー不平等の表れであり、女性の経済的エンパワーメント、自立及び社会的・経済的開発の達成に対する主要な障害であり、短期的・長期的コストを社会と個人に課すことを認め、

女性の経済的エンパワメントにとって極めて重要な女性の働く権利と職場での権利の実現に関連する国際労働機関の関連基準の重要性を認め、職場での暴力とハラスメントに関する条約と角国の開発に向けて国際労働機関が行う活動を歓迎し、

女性と女兒によるすべての人権の完全享受には、強制や差別や暴力を受けずに、性と生殖に関する健康を含め、自分のセクシュアリティに関連する問題を自由に責任をもって管理し、決定する権利が含まれ、国際人権法に従って、人の尊厳、完結性、身体的自治を含め、性関係と生殖の問題における平等な関係には、性行為とその結果に対する相互尊重、同意、共通の責任が含まれることを見て再確認し、

女性団体と地域社会を基盤とした団体、フェミニスト集団、女性の人権擁護者、労働組合、女兒と青年の主導する団体を含めた市民社会が、女性と女兒の経済的エンパワメントの推進とディーセント・ワークと教育へのその権利の成就に対して行った主要な貢献を認め、女性と女兒のエンパワメントにおいて実体的平等を推進する措置の実施における市民社会との開放的で、包摂的で、透明性のあるかわりの重要性も認め、

1. 国家に以下を要請する:

(a)「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准または加入し、特別な優先事項として、「条約の選択議定書」への批准または加入を検討すること。

(b)いかなる留保条件も「条約」の目標と目的と相容れないものではないことを保障するために、できる限り正確に狭く留保条件の程度を制限し、策定すること。

(c)適切な法律、規則、政策、プログラムを通して「条約」を実施すること。

(d)「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及びその他の人権条約機関と完全に協力し、適宜その勧告を実施すること。

2. その報告書を含め、法律と慣行における女性差別の問題に関する作業部会が行った作業に留意し²、すべての女性と女兒の人権の実現を確保する目的で、普遍的定期的レビュー及びその他の関連人権メカニズムの状況で、そこで明らかにされた好事例と作業部会の勧告及び女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、その他の国家による勧告も考慮に入れて、適宜、改革を推進する手段を取り、ジェンダー平等と女性と女兒に対するあらゆる形態の差別の防止と撤廃を達成することに向けた法的枠組と政策を実施するよう各国に要請する。

3. 各国に以下を要請する:

(a)女性と女兒の行動または行為をもっぱらまたは不相応に犯罪化するすべての法律及び慣習、伝統、または女性と女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する国際責務に反する文化的・宗教的解釈を含め、何らかの根拠に基づいて女性を差別する法律と政策を廃止すること。

(b)ジェンダー平等と非差別に関する国際責務が、女性と女兒の司法、賠償、効果的救済策へのアクセスに関連するものを含め、あらゆるレベルの法的枠組に組み入れられことを保障すること。

² A/HRC/38/46。

(c)必要ならば、独立専門家、国内人権機関、女性の人権擁護者、女性と女兒の地域社会を基盤とした団体、フェミニスト集団、青年主導の団体及びその他の関連ステイクホルダーをかかわらせて、国際人権責務とジェンダーに対応する視点に従って、すべての提案されている法律と既存の法律を見直すことを検討すること。

(d)下限を含め、包摂的でジェンダーに対応した社会保護制度の設立または強化に向けて活動し、いかなる差別もなく万人のための国内的に適切な社会保護への完全なアクセスを確保し、非正規から正規労働への移行を促進することにより、より高いレベルの保護を漸進的に達成する措置を取ること。

(e)すべての女性の経済的エンパワーメントを促進し、同一労働または同一価値労働同一賃金を確保し、妊娠、母親であること、婚姻状態、年齢、人種、またはジェンダーに基づく女性と女兒に対する差別のような職場と教育を含めたあらゆる形態の差別並びにセクシュアル・ハラスメントとデジタルの状況及びオンライン・スペースでのハラスメントとを禁止すること。

4. 各国に以下を要請する:

(a)国家・非国家を問わず、すべての行為者によるあらゆる形態の差別の禁止とこれを撤廃する適切な行動を通して、女性と女兒の平等な経済的・社会的・文化的・市民的・政治的権利の享受を確保すること。

(b)政治的・法的・文化的・経済的・制度的・宗教的なものであろうと、公的セクターと民間セクターのあらゆる分野とリーダーシップへの女性の完全で平等で効果的な参画を妨げる障害を除去すること。

(c)公共と民間の領域で家父長的なジェンダー固定観念、否定的な社会規範・態度・行為、女性と女兒を男性と男児に従属するものと見、女性と女子に対する差別と暴力を支え、永続化する不平等な力関係を防止し、撤廃する目的で、社会的・文化的行動のパターンを修正すること。

(d)性暴力とジェンダーに基づく暴力の防止を含め、証拠に基づく包括的な性教育を確保して、メディアとオンライン、教員訓練コースのすべての女性の権利に関するカリキュラムの統合を含め、長期的な意識啓発イニシアティブ、特に教育と意識啓発キャンペーンを通して家庭内を含め、ジェンダー平等と女性と女兒の権利を支援すること。

(e)すべての領域とセクターにおける責務の保持者のための権利に基づくジェンダー分析及び女性団体と地域社会を基盤とする団体、フェミニスト集団、女性の権利擁護者及び女兒と青年主導の団体を含め、市民社会との意味ある協働に関する訓練を提供すること。

(f)職場でのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対する障害を防止し、除去するために、政府、雇用者、労働組合またはその他の代表団体を含めた女性労働者とその単体との間の三者協働を支援すること。

5. 以下に向けた政策と行動を実施するよう、国家に要請する:

(a) 貧困を撲滅し貧困の女性化と闘い、貧困根絶と開発政策とプログラムの立案・実施・フォローアップへの女性の完全で平等な参画を確保し、雇用とディーセント・ワークを推進し、経済のあらゆるレ

ヴェルとセクターでの女性の参画を推進すること。

(b)子ども、障害を持つ家族、高齢者である家族の世話を含め、女性と女兒の不相応な無償のケア労働と家事労働の割合を、仕事と家庭生活の両立と男女間の平等な責任の共有を通して認め、減らし、再配分し、家庭と仕事のバランスを達成する家庭志向の政策を実施するための手段を取り、非正規の有償のケア労働・家事労働にかかわっているものを含め、女性非正規労働者の正規経済への移行を促進し、非差別・有償の育児休業・育児給付への権利を拡大すること。

(c)この点で司法と法的援助への平等なアクセスのみならず、多様な形態の土地保有、適切なニュー・テクノロジー、これに限られるわけではないが少額金融を含めた貸付、銀行、金融のような金融サービスを含め、土地の利用、所有、管理へのアクセス、財産と相続権を含めた女性と男性、適宜、女兒と男児の天然資源、経済資源、生産資源への平等な権利を適宜実現するための法律を施行し、改革を行い、特に重複し、重なり合う形態の差別を受けている女性集団が契約を締結する男性と同等の権利を保証すること。

(d)ジェンダーに特化したニーズと平等な利益の享受を含め、適宜、一時的特別措置の採用を含め、実体的または事実上の差別を引き起こし、永続化する家父長的・ジェンダー固定観念を防止し、減らし、撤廃するに必要な措置を採用することにより、実体的平等を推進すること。

(e)公共セクターでも民間セクターでも零細・中小企業、協同組合と自助グループを含め、女性の事業からの取引と調達を割増すために、相互に合意した条件で、特に適切な財源の動員、能力開発、技術移転を通して、資金調達と投資機会、取引のツール、事業開発、訓練へのアクセスを改善することにより、女性の起業を奨励し、促進し、事業開発のための訓練への女兒と若い女性のアクセスを推進すること。

(f)加害者に責任を取らせ、被害者に救済策と保護へのアクセスを提供し、男性と男児をかかわらせ、すべての人々を尊厳と尊重をもって遇することの重要性について幼いころより子どもを教育し、ジェンダー平等、人権、尊重し合う関係、非暴力的行為を支持する教育プログラムと訓練資料を立案することにより、セクシュアル・ハラスメントが行われた後で効果的行動を促進することを含め、特に暴力防止、対応活動を実施することにより、公的・私的生活を含めたあらゆる場、公共の輸送手段、学校及び職場、特に男性支配で固定観念的役割が優勢な職場で、あらゆる形態の女性と女兒に対する暴力とセクシュアル・ハラスメントを防止し、撤廃すること。

(g)関連法のもとでの権利について女性と女兒に伝え、法的インフラを改善し、法的カウンセリング、援助、救済策へのアクセスに対する障害を除去することにより、あらゆる状況で、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力を防止し、撤廃することを目的とする法律の効果的実施と施行のための司法・説明責任メカニズムへのアクセスを確保すること。

(h)女性と女兒のエンパワーメントを推進し、彼女たちがその労働市場参入を支援するために必要なスキル、情報、知識を発展させることができるようにするために、効果的な学習成果に繋がり、それによって ICT と科学・技術・工学・数学教育に繋がる安全な環境で、あらゆるレベルの人権教育と訓練を含めた質の高い教育の女性と女兒による平等な享受を確保すること。

6. 法的・政策的コミットメントが結果を生むことを保障し、法律と慣行においてジェンダー平等を達成する際に好事例が増えるような環境を醸成する態度と行為の変容に重点を置く措置を含め、差別の根絶と女性と女児のエンパワーメントの推進において好事例を推進する積極的で維持される措置を実施するために、予算を考案し、企画し、承認し、執行し、分析し、命じるプロセスにおいて、ジェンダー平等を主流化することにより、女性と女児のすべての人権の完全で平等な享受を支援するために、国際的にも国内的にも資金の配分を優先するよう各国を奨励する。

7. 「北京宣言と行動綱領」、「国際人口開発会議行動計画」及びこれらの見直し会議の成果文書に従って、性と生殖に関する健康と権利を推進し、保護し、成就し、すべての個人が、家族計画、安全で効果的な現代の避妊法、緊急避妊、思春期の妊娠の防止プログラム、熟練した出産介添えと緊急産科ケアのような妊産婦保健ケア、国際人権法に従い国内法に違反しないところでの安全な中絶、生殖器官感染、性感染症、HIV 及び生殖器癌の予防と治療、国内保健戦略とプログラムへの性と生殖に関する健康の統合を含め、法的障害の除去と身体的自治を尊重し、性と生殖に関する健康、サービス、証拠に基づく情報、教育への普遍的アクセスを保証する政策、好事例、法的枠組の開発と施行を通して、差別、強制、暴力を受けずに自分のセクシュアリティと性と生殖に関する健康に関連するすべての問題を完全に支配し、自由に責任をもって決定する権利を尊重し、保護し、成就するよう各国に要請する。

8. 女性と女児のための平等とエンパワーメント措置の持続可能な適用に繋がる好事例を採用し実施する時のみならず、実体的ジェンダー平等に関連するすべての法律と関連政策の創設・立案・実施への女性の市民社会団体と女性の人権擁護者の完全参画のための機能的環境を開発し、支援し、保護するようにも各国に要請し、女性の人権擁護者が直面するユニークな立場と課題を考慮に入れるジェンダーに対応した視点で、国連人権高等弁務官の報告書で開発された市民社会のための安全で機能的な環境の醸成と維持のための好事例の枠組の適用も考慮するよう各国に要請する。

9. 国内の状況に関連する性・年齢・所得・その他の特徴別の質の高い、信頼できる、時宜を得たデータへのアクセスを開発途上国が組織的に立案し、収集し、確保することができるように、あらゆる筋から財政的・技術的援助の動員を強化することにより、ジェンダー統計と性別・障害別・年齢別データの収集、分析、普及を改善するために、国内・国際レベルで基準と方法論を開発し、強化し続けるよう、すべての国々に要請する。

10. 要求されるすべての必要で利用できる情報を供給し、そのマンデートを効果的に果たすことができるように、それぞれの国別訪問の要請に快く応じることを考慮するために、作業部会と協力し、その任務を支援するようにもすべての国々に要請する。

11. そのマンデートを成就する際に作業部会と完全に協力するよう、それぞれのマンデート内で国連機関・基金・計画、特にジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関、条約機関とその他の特別手続き、民間セクターのみならず NGO を含めた市民社会行為者に勧め、その作業への参加と正式の報告を含め、女性の地位委員会に継続してかかわるよう作業部会に要請する。

12. その年次作業計画に沿って、この問題の検討を継続することを決定する。

2. 人権と国際連帯(A/HRC/38/L.3)

主提案国: キューバ

共同提案国: 朝鮮人民民主主義共和国、ニカラグア、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

票決前ステートメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)、メキシコ

賛成 31 票、反対 14 票、棄権票で決議を採択

票決結果: 賛成 31 票: アフガニスタン、アンゴラ、ブラジル、ブルンディ、チリ、中国、コーティヴォワール、キューバ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、エチオピア、酢楽、ケニア、キルギスタン、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、サウディアラビア、セネガル、南アフリカ、トーゴ、チュニジア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

反対 14 票: オーストラリア、ベルギー、クロアチア、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、日本、韓国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、ウクライナ、英国

棄権 1 票: メキシコ

3. 人権分野での国際協力の強化(A/HRC/38/L.4)

主提案国: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)

一般コメント: オーストラリア

票決前ステートメント: 日本((主提案国が、その懸念に関して何ら情報を提供しなかったことは残念である。人権理事会は、規律ある取組を用いなければならない。その理由で、日本はこの決議を支持せず、反対票を投じることを選択した。)、スロヴァキア(欧州連合を代表)、メキシコ、ペルー

賛成 28 票、反対 14 票、棄権 3 票で決議を採択

票決結果: 賛成 28 票: アンゴラ、ブルンディ、チリ、中国、コーティヴォワール、キューバ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、エチオピア、イラク、ケニア、キルギスタン、モンゴル、ネパール、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、サウディアラビア、セネガル、南アフリカ、トーゴ、チュニジア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

反対 14 票、オーストラリア、ベルギー、クロアチア、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、日本、韓国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、ウクライナ、英国

棄権 3 票: アフガニスタン、ブラジル、メキシコ

4. 人権と気候変動(A/HRC/38/L.5)

主提案国: ヴェトナム、フィリピン、バングラデシュ

共同提案国: アルジェリア、アンドラ、オーストラリア、ボリヴィア多民族国家、チリ、フィージ、モルディヴ、メキシコ、パキスタン、パラグアイ、ペルー、サンマリノ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウルグアイ、ザンビア

一般コメント: 南アフリカ、スロヴァキア(欧州連合を代表)

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

5. 女性と女兒に対する暴力を撤廃する努力を促進する：デジタルの状況での女性と女兒に対する暴力を防止し、対応する(A/HRC/38/L.6)

主提案国：カナダ

共同提案国：アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チリ、コロンビア、クロアチア、キプロス、チェキア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ハンガリー、アイスランド、アイランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ルワンダ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、トルコ、ウクライナ、ウルグアイ

修正案 L.32 の提案：ロシア連邦

一般コメント：スロヴァキア(欧州連合を代表)、日本(女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃への強いコミットメントを再確認する。決議案は、この問題への重要な人権の側面をもたらしている。日本は、すべての子どもが暴力を受けないより良い世界を築くことにコミットしている。デジタル技術は、女性と女兒がそのすべての人権を行使するようエンパワーするが、女性と女兒に対する虐待と暴力を行う場としても役立つ。従って日本は、すべての企業が、すべての人権行使のためのデジタル・プラットフォームの積極的な貢献に備えるよう要請し、すべての国々にこの決議案を支持するよう勧める。)、チリ、ベルギー、ジョージア

修正案票決前ステートメント：オーストラリア

賛成 13 票、反対 25 票、棄権 6 票で、修正案 L.32 を否決

L.6 採択前ステートメント：エジプト、ナイジェリア、パキスタン、南アフリカ、イラク、サウディアラビア、カタール

コンセンサスで L.6 を採択

決議内容

人権理事会は、

すべての人権と基本的自由を尊重し、保護し、成就するすべての国家の責務を再確認し、性に基づくあらゆる形態の差別が「国連憲章」、「世界人権宣言」、「市民的・政治的権利国際規約」、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」及び「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」に反することも再確認し、

「ウィーン宣言と行動計画」、「女性に対する暴力撤廃宣言」、「北京宣言と行動綱領」、「国際人口開発会議行動計画」及びこれら見直し会議の成果並びに「国連先住民族権利宣言」も再確認し、

人権理事会、人権委員会、総会及び安全保障理事会のすべての関連決議及び特に女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力は防止され、非難され、撤廃されなければならないことを確認している女性の地位委員会の関連決議と合意結論を想起し、

ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成し、公的・私的領域でのすべての女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するというすべての国々の公約を含め、「私たちの世界を変革する：『持続可能な開発 2030 アジェンダ』」と題する 2015 年 9 月 25 日の総会決議 70/1 号を完全に実施することの重要性を再確認し、

女性と女児が直面する様々な危険を念頭に置いて、企業が人権を尊重する責任を含め、「企業と人権に関する指導原則：『保護し、尊重し、救済する』国連枠組を実施する」を想起し、

女性と女児に対する暴力を撤廃するために、地域条約、文書、宣言及びイニシャティヴが果たした重要な役割を認め、

人々がオフラインで有する同じ権利がオンラインでも保護されなければならないことを再確認し、

女性と女児に対するオンライン暴力に関する女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者の報告書に感謝と共に留意し³、

デジタル・コミュニケーションにおいて暗号化と匿名の利用に関する意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者の報告書にも感謝と共に留意し⁴、

女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連機関の報告書に留意し⁵、

デジタル技術は、女性と女児が、意見と表現の自由への権利を含め、すべての人権を行使するようエンパワーし、政治的・経済的・文化的・社会的生活に完全に、平等に参画する際に、重要な役割を果たすことができることを認め、

世界中であらゆる異なった形態と表れで、すべての女性と女児に対する暴力の継続する広がりには深い懸念を表明し、女性と女児に対する暴力が、その人権を侵害し、虐待し、損ない、従って全く受け入れられないことを再び協調し、

「女性と女児に対する暴力」とは、デジタルの状況を含め、公的生活または私的生活で起ころうとも、そのような行為の脅し、強制または恣意的自由の剥奪を含め、女性と女児に身体的・性的または心理的害悪または苦しみを与える結果となる、またはその可能性のあるジェンダーに基づく暴力行為を意味することを強調し、

あらゆるレベルで努力を強化し、変革の担い手として女性と女児と並んで男性と男児を含めたすべてのステイクホルダーとかがかり、暴力を強調し永続化するジェンダー固定観念と否定的な社会規範、態度、行為と闘う必要性を含め、公的・私的領域での女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃する必要性を繰り返し述べ、

女性と女児の信用を失わせ、女性と女児に対するその他の侵害と虐待をそそのかす目的での、ディジ

³ A/HRC/34/47。

⁴ A.HRC/29/32。

⁵ A/HRC/35/3-E/CN.6/2017/7。

タルの状況での女性と女兒に対する侵害、虐待、差別、暴力、特にハラスメント、ストーキング、いじめ、性暴力とジェンダーに基づく暴力の脅し、恣意的で違法な調査と取引、人身取引、恐喝、検閲とデジタル勘定のバックアップ、携帯電話及びその他の電子機器がますます懸念されており、人権に従った効果的対応を通して、ジェンダーに基づく組織的差別に対処する必要性を強調していることを認め、

デジタルの状況を含めた女性と女兒に対する暴力は、ジェンダー固定観念と女性と女兒のすべての人権の完全享受に対する障害をさらに強化する男女間の力関係における歴史的・構造的不平等に根がある世界的現象であり、あらゆる形態の女性と女兒に対する暴力が、人権と基本的自由の行使と享受を妨げて、社会、経済及び政治と個人の意思決定並びに指導的役割りへの完全で、平等で、効果的な参画に対する主要な障害となることも認め、

女性と女兒に対する暴力が、ジェンダー不平等と女性と女兒に対する差別の表れであり、その経済的エンパワーメントを妨げ、生計の喪失、デジタルの金融サービスへのアクセスの欠如及びその心理的・身体的インパクトを含め、直接的・間接的な短期・長期のコスト、並びに保健ケア・サービス、法的セクター、社会福祉及び専門サービスの追加の経費を個人と社会に課すこともあることを認め、

永久的なデジタル記録がデジタルの状況で分かち合われるコンテンツによって生み出されることを仮定して、女性と女兒の永続的な再被害と再トラウマという結果となることもある女性と女兒に対する暴力を推進し強化するコンテンツの普及を非難し、

重複し、重なり合う形態の差別を受けている全ての女性と女兒が直面する特別な危険を認め、あらゆる形態の差別と暴力に対処する緊急の必要性を強調し、

女性議員、政治的候補者、ジャーナリスト及び人権擁護者を含め、政治的・公的生活にかかわっている女性と女兒に対するあらゆる暴力行為を強く非難し、

法律、政策、規則、プログラム、行政手続きのような女性と女兒に対する制度的・構造的差別またはデジタル技術、保健ケア・サービス、教育、雇用への平等なアクセスを直接的または間接的に制限し、このようにしてそのエンパワーメントを妨げ、暴力に対する脆弱性を高め、経験する暴力を複雑化する構造、サービス、慣行に懸念を表明し、

デジタルの状況で、女性と女兒に対する暴力を防止し、撤廃しようと努力して、ジェンダーの視点の統合を確保し、デジタル技術と関連する政策、規則、法律の概念化、開発、実施への女性と女兒の早期の完全な効果的参画を推進する必要性を認め、

存在するところでは e-ガヴァナンスを含め、情報社会と参加型取組に完全に参画し、その利益を享受する女性の能力を築くために、すべてのステイクホルダーの間のパートナーシップを強化する必要性を認め、

デジタルの状況での女性と女兒に対する暴力の多管轄圏的性質と国際的性質及び発見と捜査を避けるための加害者によるデジタル技術の継続する利用と適合が、犯罪の発見、捜査のための権限のある当局へのその通報、犯罪の電子的証拠の保護、時宜を得た当局へのその証拠の引き渡しに関連して、国家、その法律執行当局と司法当局を含め、様々なセクターの間の積極的協力を要請していることをさらに認め、

1. 全世界での女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の根強さと広がり憤りを表明する。
2. デジタル技術の利用を通して加えられる性暴力とジェンダーに基づく暴力を含めた女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を最も強い言葉で非難する。
3. デジタルの状況でのあらゆる形態の差別、脅し、ハラスメント、暴力が、意見と表現の自由への権利、平和的集会と結社の自由への権利、プライバシーへの権利を含めた人権と基本的自由を女性と女兒が国際法の責務に従って完全に享受することを妨げ、経済的・社会的・文化的・政治的問題への完全で、平等で、効果的な参画を妨げ、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントに対する障害であることに深い懸念を表明する。
4. 女性と女兒の到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への権利には、オンラインにおいてもオフラインでも、この権利を行使するための情報、教育、手段へのアクセスを得ることが含まれていることを認める。
5. デジタル技術は、「北京宣言と行動綱領」及び「国際人口開発会議行動計画」並びにこれらの見直し会議に従って、女性と女兒が自分の性と生殖に関する健康と権利を含め、自分の身体、生活、健康に関連する問題で情報を得た自治的決定を下すことができるに絵にする情報へのアクセスを提供することも認める。
6. さらに、暗号化と匿名性が、国際法に従って、意見と表現の自由への権利及びプライバシーへの権利を含め、個人の人権の完全享受に貢献するかも知れず、女性と女兒を含めた個人が、情報と考えにアクセスし、助け、援助、ガイダンスを求め、自分のアイデンティティと人権に関連する考えを自由に探求し、表現することを含め、個人をエンパリースかも知れないことも認める。
7. デジタル時代への女性と女兒の完全参画を確保するために、農山漁村地域または遠隔地で暮らしている女性と女兒に不相応な影響を及ぼすデジタル格差は、デジタル技術、科学・技術・工学・数学教育、及び支援技術の利用を通してすべての女性と女兒のかかわりに繋がり、差別や暴力の危険なく、重なり合う組織的不平等に直面している女性と女兒のニーズに特に重点を置いて、女性と女兒のための安心安全なデジタル環境を推進する技術環境への女性と女兒の平等なアクセスを促進することにより、対処される必要があるという事実を注意を引く。
8. 女性と女兒に対する暴力は、彼女たちがデジタル技術を利用することを思いとどませ、それによって人権を完全に享受する効果的ツールを彼女たちから奪い、彼女たちに対するさらな経済的・社会的・心理的害悪という結果になることもあることを強調する。
9. デジタルの状況での女性と女兒に対する暴力を撤廃するために、オンラインとオフラインでの尊重と非差別の文化を推進し、デジタルの状況で女性と女兒に対する新しい方法の暴力が現れるにつれて対応するために、技術的变化に対する意識を維持して、教育とメディア・キャンペーンを含め、すべての関連当事者と協力する積極的で反応的な多角的取組が必要とされることを認める。
10. 以下により、デジタルの状況を含め、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止する直接的で効果的な行動を取るよう各国に要請する：

(a)不平等な力関係と女性と女兒に対する暴力の危険要因を含め、歴史的で構造的で底辺にある原因に対処するために適切な資金を配分することにより、包摂的な政策を開発し、見直し、強化し、法律と政策が、女性と女兒に対する広がった暴力に対処し、その国際人権責務に従っていることを保障すること。

(b)ジェンダーの視点の統合を優先し、デジタル技術の領域での国内政策、法律、プログラム、プロジェクト、戦略、規制的・技術的手段の開発と実施への女性と女兒の早期の完全で効果的な参画を確保し、女性のデジタル技術専門家、市民社会団体、ジェンダー平等提唱者との相談と協働におけるそのような政策のジェンダー・インパクトを分析すること。

(c)対象を絞ったアクセスできる対応、プログラム、政策を開発する努力の一部として、ジェンダー平等の推進とデジタルの状況での暴力を防止し、対応し、女性と女兒を保護することを目的とした適切な資金を配分することにより、特に関連国際・政府間団体、企業、宗教団体と地域社会団体、宗教指導者、議員、ジャーナリスト、国内人権機関、女性の人権擁護者を含めた人権擁護者、先住民族指導者と集団によって取られるイニシアティブを支援すること。

(d)社内の方針を含め、良好な措置を強化し、採用し、女性と女兒に対する暴力を撤廃する目的でデジタル技術の立案、開発、利用においてジェンダー平等を推進し、劣ったものとして女性と女兒を示し、性的対象物、商品として女性を利用することを控え、それによって持続可能な開発の行為者であり、貢献者であり、受益者として女性と女兒をエンパワーするよう、インターネット・サービス・プロヴァイダーとデジタル・プラットフォームを含めたデジタル技術会社を奨励すること。

(e)女性と女兒があらゆるレベルの意図決定、政策、制度に完全に安全に積極的に参画できるように、デジタル技術の概念化、開発、実施への女性と女兒の完全で、平等で意味ある参画を推進し、支援し、促進すること。

(f)思春期の若者と青少年の意味ある参画を得て、良心と法的後見人の適切な指示とガイダンスを得て、すべての関連ステイクホルダーの積極的にかかわりを得て、デジタル技術を安全に利用し操縦し、あらゆる年齢の男女の社会的・文化的行動のパターンを修正し、偏見をなくし、ジェンダー平等と人権に基づく尊重し合う関係を開発するための意思決定、コミュニケーション、危険削減スキルを推進し築くために、彼らの発達する能力に沿うように完全で正確な情報に基づいて包括的な性教育を含め、教育プログラムと教材、並びに正規・非正規教育のための教員教育訓練プログラムを開発し、実施すること。

(g)女性と女兒は、差別なくオンラインでもオフラインでも意見と表現の自由への権利を行使することができ、この権利を行使する間暴力または暴力の脅しを経験しないことを保障すること。

(h)デジタルの状況での女性と女兒に対する暴力を防止し、撤廃するため民間セクターと市民社会団体を含め、関連ステイクホルダーと協力して、必要な法的またはその他の措置を制定し、施行すること。

(i)刑事司法制度とデジタル技術が考え出した国際組織犯罪を含め、女性と女兒の重要な役割と特別なニーズを考慮に入れる国内刑法、政策、プログラムを開発して実施し、犯罪防止と保護政策のジェンダーに特化した措置を推進することにより、犯罪を防止し闘う刑事司法制度と努力にジェンダーの視点を主流化すること。

11. デジタルの状況を含め、女性と女子に対するあらゆる形態の暴力に対応する即座で効果的な措置を取り、以下により、すべての被害者とサヴァイヴァーを保護するようにも各国に要請する:

(a)加害者に責任を取らせ、意見と表現の自由への権利を行使している女性と女兒を脅すために用いられる暴力を含め、あらゆる形態の暴力に対する刑事責任免除と闘うこと。

(b)法律がデジタルの状況での女性と女兒に対する暴力の時宜を得た効果的捜査、訴追、制裁、救済ができるようにすることを保障すること。

(c)メディアと情報キャンペーンを通してあらゆる形態の女性と女兒に対する暴力を公的に非難し、プライヴァシーを保護し、二次被害を避ける救済策を含め、デジタルの状況で起こる暴力に対する効果的な救済策を女性と女兒に提供すること。

(d)政策と法的枠組の開発と施行を通して、「国際人口開発会議行動計画」、「北京宣言と行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果文書に従って、すべての女性の人権とその性と生殖に関する健康と権利の推進と保護を確保し、特に安全で効果的な現代の避妊法、緊急避妊、思春期の妊娠・熟練した出産介添えと産科フィスチュラ及びその他の妊娠と出産の併発症を減らす緊急産科ケア、国内法で許されているところでは安全な中絶、生殖器官感染、性感染症、HIV 及び生殖器癌の予防と治療のような妊産婦保健ケアを含め、デジタルの状況を含めた質の高い包括的な性と生殖に関する健康ケア・サービス、商品及び教育を普遍的にアクセスでき、利用できるものにする保健制度を強化し、人権には強制や差別や暴力を受けずに、性と生殖に関する健康を含め、自分のセクシュアリティに関連する問題を自由に責任をもって管理し、決定する権利が含まれことを認めること。

(e)司法行政からジェンダー偏見を除去し、適宜、警察と安全保障軍、検察官、裁判官、弁護士のための組織的なジェンダー配慮・意識啓発訓練を提供し、安全保障セクター改革イニシャティヴにジェンダーの視点を統合し、プロトコールとガイドラインを開発し、裁判官のための適切な説明責任措置を強化または設置することにより、女性と女兒に対する暴力に対処する法律執行担当官の能力と権限を強化すること。

(f)デジタルの状況での女性と女兒に対する暴力の多管轄圏的・国際的性質を考慮に入れて、女性と女兒に対する暴力にかかわったり、暴力を加えようとするすべての行為者が、責任を取られ、裁判にかけられることを保障すること。

(g)「企業と人権に関する指導原則」の効果的実施において、女性と女兒の私的データを保護し、暴力を通報するための透明性があり効果的なプロセスを創設し、デジタルの状況での暴力から女性と女兒を意味あるように保護する政策を開発するよう企業を奨励すること。

(h)デジタルの状況での女性と女兒に対する暴力を撤廃することを目的とした政策、プログラム、その他のイニシャティヴの開発と実施への女性と女兒の参画を奨励し、確保すること。

(i)女性と女兒に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力についての苦情に関して、性別・年齢別・障害の状態別統計データを定期的に収集し、分析し、公表するための制度を設立すること。

12. 国家及び適宜国連システムの関連基金と計画、団体と専門機関、国際金融機関、市民社会団体、民間セクター及びその他のステイクホルダーに以下を奨励する:

(a)ジェンダー固定観念、あらゆる形態のメディアとデジタル技術における女性と女児の否定的な描き方と搾取と闘うための好事例を、女性と女児に対する暴力と差別を撤廃する努力の一部として、収集し、分かち合い、積極的に認め、広く公表すること。

(b)女性と女児の利益のために、先進国と開発途上国との間のデジタル・情報格差を減らし、デジタル技術へのアクセスを推進し、開発し、強化する機能的環境を醸成する国内努力を支援して、国際協力を強化すること。

13. 第 38 回人権理事会で女性の人権についての丸一日の年次討論中に開催される女性と女児に対する暴力に関するパネル討論を歓迎し、第 40 回理事会にその討論についての概要報告書を提出するよう国連人権高等弁務官事務所に要請する。

14. 年次作業計画に従って、優先順位の高い問題として、あらゆる形態の女性と女児に対する暴力とその原因と結果の問題の検討を継続することを決定する。

6. 女性性器切除の撤廃(A/HRC/38/L.9)

主提案国: トーゴ(アフリカ・グループを代表)

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、タイ、トルコ、英国

一般コメント: スロヴァキア、オーストラリア、ベルギー
コンセンサスで決議を採択

決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」の目的と原則に導かれ、

「世界人権宣言」を再確認し、

「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「市民的・政治的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」とその選択議定書、「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」、「すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」及びその他の関連人権条約を想起し、

選択議定書と共に、「子どもの権利に関する条約」と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が女性と女児の人権と基本的自由の保護と推進のための法的枠組への重要な貢献となっていることを再確認し、

世界的努力を強化し、女性性器切除を効果的に撤廃する好事例を示すことに関する 2014 年 9 月 26 日の決議 27/22 号と女性性器切除の撤廃に関する 2016 年 7 月 1 日の決議 32/21 号を想起し、

女性性器切除撤廃のための世界的努力の強化に関する 2016 年 12 月 19 日の総会決議 71/168 号及び総会、女性の地位委員会、人権理事会の女性と女児の権利に有害な伝統的慣行を撤廃する措置に関するその他のすべての関連決議を想起し、

「ウィーン宣言と行動計画」⁶、「国際人口開発会議行動計画」⁷、「北京宣言と行動綱領」⁸及びこれらの見直し会議の成果をさらに想起し、

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」⁹、と「アディスアベバ行動アジェンダ」¹⁰で、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成するという各国によってなされた公約を歓迎し、

女性性器切除は、女性と女児の人権を侵害し、損なう有害な慣行であり、これが永続化するその他の有害な慣行やそのような権利侵害と関連しており、そのような慣行や侵害が代わって女性と女児の身体的完結性とその精神的・性と生殖に関する健康を含め、その健康と福利に対して深刻な脅威となることを認め、

この慣行には文書化された健康上の利益はなく、反対に病気や死亡の危険を増すかも知れず、重大なストレスやショックを引き起こし、フィステラまたは出血のような産後・産科併発症を引き起こすかも知れず、HIV と C 型・B 型肝炎に対する脆弱性を増し、その他の健康問題を引き起こす可能性があることも認め、

女性性器切除の慣行は、女性と女児の経済的・法的・保健上・社会的地位のみならず、社会全体の開発にも継続して否定的影響を及ぼし、一方女性と女児のエンパワーメントと投資、その人権の完全享受とあらゆるレベルの意思決定への完全で平等で効果的で意味ある参画がジェンダー不平等、差別、ジェンダー暴力、貧困のサイクルを断ち切るカギであり、特に持続可能な開発にとって極めて重要であることをさらに認め、

女性性器切除とその他のすべての有害な慣行は女性と女児の人権と基本的自由の享受と行使を認めことを損なうジェンダー不平等と家父長的社会規範に主として動機づけられ、有害な慣行は人権侵害、女性と子どもに対する一形態の暴力となることを認め、

女性性器切除のような有害な慣行は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント、女性と女児のすべての人権と基本的自由の尊重、男性や男児と平等なパートナーとしてのその完全な可能性の開発並びに「持続可能な開発」の達成にとっての障害であることも認め、

そのような有害な慣行が、ジェンダー平等と人権を保証し、ジェンダーに基づく差別を禁止する法的・規範的枠組の実施をひどく妨げることを確信し、

強化された国内・地域・国際努力にもかかわらず、女性性器切除の慣行が、世界のあらゆる部分で根強

⁶ A/.157/24(第 I 部)、第 III 章。

⁷ 総会決議 S-21/2、付録。

⁸ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 I、付録 I 及び II。

⁹ 総会決議 70/1 号。

¹⁰ 総会決議 69/313 号、付録。

く続き、医療化と国境を超える慣行のような新しい慣行が出現していることを深く懸念し、

女性性器切除が行われているすべての地域で、医療職員によって行われるこの慣行の発生の増加の証拠について懸念し、

この慣行が拷問または虐待となり、地域及び国際人権基準に従って禁止されるべきであり、女性性器切除の医療化に向けた傾向が、これをより受容できるものにすることがないことを認め、

加害者を訴追し、女性性器切除の被害者に救済策と賠償、保健ケアと保健サービス、心理的カウンセリング、法的援助及び社会経済的再統合サービスへのアクセスを提供する効果的措置の欠如について深い懸念を表明し、

女性性器切除の禁止と撤廃における地域・小地域条約とメカニズムの役割を認め、

2018年に事務総長によって開始された「女性に対する暴力をなくすための団結」キャンペーンに留意し、

保健ケア提供者が女性性器切除を行うことを止めるために世界保健機関によって開始された機関間世界戦略を想起し、

女性性器切除を防止し、根絶する適切な措置を取る必要性に関して世界的なコンセンサスが aumentando ことを歓迎し、この慣行は宗教または文化を根拠に正当化できないことを考慮し、

地方・国内・地域・国際レベルでの努力が、女性性器切除の世界的広がり減少につながっていることは認めるが、女性性器切除の撤廃に配分される資金にまだかなりの不足があり、資金提供の欠如が、この慣行を撤廃するために立案されるプログラムと活動の範囲と展開を厳しく制限していることを依然として深く懸念し、

女性と女児の人権と基本的自由を尊重し、保護し、推進し、女性性器切除を防止し撤廃するという国家の責務と公約を再確認し、

国家が、女性性器切除を防止し、撤廃し、この慣行に対するゼロ・トレランスを達成する主たる赤ノンを有すことを念頭に置いて、

1. 医療施設の内外で行われる医療行為を含め、女性と女児に悪影響を及ぼすすべての有害な慣行、特に女性性器切除を非難し、女性性器切除を禁止し、この形態の暴力から女性と女児を保護するよう各国に要請する。

2. 女性性器切除を防止し、なくし、危険にさらされている者を保護し、この慣行を受けてきた女性と女児を支援するために、法律と政策を採用し、実施し、調和させ、施行するよう各国に要請する。

3. あらゆる形態の女性性器切除を撤廃するために、関連ステイクホルダー参加を得て---女児、女性、宗教・伝統指導者、地域社会指導者、保健ケア提供者、市民社会、人権グループ、男性と男児、青少年団体を含め---統合され、包括的で調整された戦略と政策を開発し、実施するよう各国に要請する。

4. すべての人権と女性と女児の基本的自由の完全享受を保護する様々な国際条約の下で行ってきた国際的・地域的責務の国内での実施を確保するよう各国に要請する。

5. 女性と女児のエンパワーメントが差別と暴力のサイクルを断ち切り、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への権利を含め、人権を推進し保護するカギであることを強調する。

6. 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への権利を含め、これら問題は保健分野一般と人権の保護における進歩を妨げるので、女性性器切除を受けた何百万人も女性と女児の慢性的な精神的・身体的健康問題に適切な対応を提供するために、医療職員と伝統的な出産介添え人のためのガイダンスと法的規定を作成し普及することを意味する女性性器切除の医療化を止めるよう、各国、国際社会、国連システムに要請する。

7. すべての女性と女児の人権を尊重し、保護し、推進し、性と生殖に関する健康を含めたすべての人権とすべての基本的自由の享受を保護し可能にする法律・政策・プログラムを採用し、その実施を促進するよう各国に要請する。

8. 女性と女児にその権利について伝え、法的援助と救済策へのアクセスに対するすべての障害を除去することにより、説明責任を推進し、あらゆる形態の女性性器切除を防止し、撤廃することを目的とした法律の効果的実施と施行のために司法へのアクセスを確保するよう各国に要請する。

9. 女性性器切除の慣行を根絶するための以下の即座で効果的措置を取るよう各国に要請する：

(a) ジェンダー固定観念と否定的な社会規範、態度、行為、社会経済的な暴力の牽引力及び女性性器切除を永続化する家父長的規範のような不平等な力関係の根本原因に対処すること。

(b) 女性性器切除の有害な影響について、特に女児を含めた若い人々、親と宗教・伝統・地域社会指導者のための正規・非正規の教育に重点を置き、この慣行を受けてきた女性と女児の意味ある参画を得て、特に情報・意識啓発キャンペーンにもっとかかわり、地域社会内で変革の担い手となるよう男性と男児を奨励すること。

(c) 女性性器切除の悪影響について情報を提供し、意識を啓発する努力を継続し、強化し、地域社会・国内・国際レベルでこの慣行を撤廃する努力に対する支援を強化し、宗教・伝統権威者たちのかかわりを得て、「国際女性性器切除ゼロ・トレランス・デイ」中のこの枠組内での活動を組織すること。

(d) 女性性器切除を維持し、女性と女児に対する暴力と差別を永続化する否定的な固定観念と有害な態度と慣行に挑戦する性と生殖に関する健康を含めた教育プログラムを適宜開発し、支援し、推進すること。

(e) 国際人権法に沿って、女性性器切除を禁止する国内法を制定し、国内法と政策と国際人権法に従って、女性性器切除の被害者と加害者に関する情報の交換において、国際政策と司法協力を強化することにより、女性性器切除の国境を越えた慣行と効果的に闘うために、法律を調和させるために活動しつつ、厳しい適用を確保する手段を取ること。

(f) 女性性器切除に関するデータの収集を組織化し、公共の情報と意識啓発活動を強化し、女性性器切除を撤廃する際に遂げられた進歩を測定するために、特に大学レベルでの調査、説明責任、関連ステイクホルダーによるデータの共有、及び結果の利用を奨励すること。

(g) 会員が女性性器切除の有害な慣行にかかわることを禁じる内部の規律規則を採用する際に、保健サ

ーヴィス提供者の職業協会と労働組合を支援すること。

10. 身体的・生理的・心理的結果の治療のための適切な支援サービスを通して、女性性器切除の被害者である女性と女兒に援助を提供するよう国家に要請する。

11. 普遍的定期的レビュー中に、女性性器切除を撤廃する措置に関する関連勧告を提出することを考慮するよう各国を奨励する。

12. 開発政策のアジェンダに女性性器切除撤廃の問題を保ち続け、今から 2030 年までの間に「持続可能な開発目標」の実施においてこの問題に特別な注意を払うよう国際社会に勧める。

13. 国内・地域・国際レベルで女性性器切除を撤廃するための政策・プログラム・行動計画の効果的実施のために技術的・財政的援助を継続して増やすよう各国に要請する。

14. すべてのステイクホルダーのかかわりを得て、政策・プログラム・行動計画の効果的実施を保証するために、保健セクターを含め、国家と地方社会の国内権限を開発し続けるよう、国連人口基金と国連子ども基金の「合同女性性器切除/割礼プログラム」に勧める。

15. 女性性器切除撤廃の問題を継続して特別に配慮するよう国連人権高等弁務官と関連人権条約機関にも勧める。

16. 国連人口基金、世界保健機関、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連機関(国連ウィメン)及びその他の国連専門機関、基金、計画、国際人権メカニズム及び市民社会団体と密接に協働して、地域社会、人道支援と移動及びその他の人口移動の状況で、様々な状況での女性性器切除を防止し、撤廃するために、国家及び非国家行為者によってとられる措置に、人権規範、基準、原則を適用する際の進歩、ギャップ、課題を討議するために、できればアディアベバで、2019年に2日間の会議を開催し、第44回人権理事会に、上記会議の成果に関する報告書を提出するよう、国連人権高等弁務官に要請する。

17. 作業計画に従って、女性性器切除の問題の検討を継続することを決定する

7. インターネットでの人権の推進・保護・享受(A/HTC/38/L.10/Rev.1)

主提案国: ブラジル

共同提案国: アパニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ベナン、ブルガリア、チリ、コンゴ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、チュニジア、ウクライナ、英国

一般コメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)、エジプト、ペルー、チュニジア、南アフリカ、イラン・イスラム共和国、中国

コンセンサスで決議を採択

8. HIV とエイズの状況での人権(A/HRC/38/L.12)

主提案国: ブラジル

共同提案国: アンドラ、アンゴラ、アルゼンチン、アゼルバイジャン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、ジョージア、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、マダガスカル、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、モザンビーク、オランダ、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポトルガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スウェーデン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウルグアイ

一般コメント、メキシコ、エジプト、カタール

コンセンサスで決議を採択

9. 教育への権利: 真剣理事会決議 8/4 号のフォローアップ(A/HRC/38/L.13)

主提案国: ポルトガル

共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イリア、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、モルディヴ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、チュニジア、ウクライナ、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

10. 人権と文民の火器の取得・所持・使用(A/HRC/28/L.14)

主提案国: エクアドル、ペルー

共同提案国: オーストラリア、アゼルバイジャン、ボリヴィア多民族国家、チリ、キプロス、キューバ、ギリシャ、ホンデュラス、リヒテンシュタイン、パラグアイ、フィリピン、スイス、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

7月6日(金)午前

議事項目 1(継続)

決議の採択(継続)

11. 平和的抗議の状況での人権の推進と保護(A/HRC/38/L.16)

主提案国: スイス

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、アイスランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和

国、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、チュニジア、英国

修正案 L.26 の提案: ロシア連邦

一般コメント: スロヴァキア、エジプト、パキスタン、パナマ、ベルギー、中国

修正案 26 票決前ステートメント: オーストラリア、ジョージア、スイス

賛成 14 票、反対 23 票、棄権 8 票で、修正案 L.26 を否決

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

12. 市民社会のスペース: 国際・地域団体との係わり (A/HRC/38/L.17/Rev.1)

主提案国: アイルランド、チュニジア

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルカリア、カナダ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、ウルグアイ

修正案 L.37、L.38、L.39 の提案: 中国

一般コメント: チリ、スロヴァキア(欧州連合を代表)、パキスタン、スイス

修正案 L.37 票決前ステートメント: ドイツ、ペルー

賛成 14 票、反対 22 票、棄権 10 票で修正案 L.37 を否決

修正案 L.38 票決前ステートメント: チリ、オーストラリア

賛成 15 票、反対 21 票、棄権 10 票で修正案 L.38 を否決

修正案 L.39 票決前ステートメント: チュニジア、ベルギー

賛成 12 票、反対 24 票、棄権 10 票で修正案 L.39 を否決

L.17/Rev.1 票決前ステートメント: 中国、英国、パナマ、エジプト、イラク

賛成 35 票、反対 0 票、棄権 11 票で、口頭で修正の決議を採択

票決結果: 賛成 35 票: アフガニスタン、アンゴラ、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、チリ、コロンビア、クロアチア、コンゴ民主共和国、エクアドル、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、イラク、日本、ケニア、メキシコ、モンゴル、ネパール、パキスタン、パナマ、ペルー、フィリピン、韓国、ルワンダ、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スイス、トーゴ、チュニジア、ウクライナ、英国

棄権 11 票: ブルンディ、中国、キューバ、エジプト、エチオピア、キルギスタン、茅根ナイジェリア、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

13. 企業と人権: 説明責任と救済策へのアクセスを改善する (A/HRC/38/L.18)

主提案国: ノルウェー

共同提案国: アンドラ、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カナダ、チリ、コロンビア、デンマーク、フィンランド、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、リヒテンシュタイン、オランダ、ニジェール、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、

ロシア連邦、スペイン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、チュニジア、トルコ
一般コメント：スロヴァキア(欧州連合を代表)、エクアドル、南アフリカ、英国
コンセンサスで決議を採択

議事項目3の下での決議採択後ステートメント：スロヴァキア、オーストラリア、ブラジル、セ

14. ベラルーシの人権状況(A/HRC/38/L.7)

主提案国：オーストリア(欧州連合を代表)

共同提案国：アルバニア、アンドラ、オーストラリア、ベルギー、ボスア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国

一般コメント：スイス、オーストラリア、

当該国ステートメント：ベラルーシ

票決前ステートメント：中国、エジプト、キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パキスタン

賛成 19 票、反対 6 票、棄権 21 票で決議を採択

票決結果：賛成 19 票：オーストラリア、ベルギー、ブラジル、チリ、コートイヴォワール、クロアチア、ドイツ、ハンガリー、**日本**、メキシコ、パナマ、ペルー、韓国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、ウクライナ、英国

反対 6 票：ブルンディ、中国、エジプト、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボケリヴァリアン共和国

棄権 21 票：アフガニスタン、アンゴラ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エチオピア、ジョージア、イラク、ケニア、キルギスタン、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、カタール、ルワンダ、サウジアビア、セネガル、南アフリカ、トーゴ、チュニジア

15. エリトリアの人権状況(A/HRC.38/L.15/Rev.1)

主提案国：ジブティ、ソマリア

一般コメント：スロヴァキア(欧州連合を代表)

当該国ステートメント：エリトリア

採択前ステートメント：エジプト、中国

コンセンサスで決議を採択

16. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/HRC/38/L.20)

主提案国：英国

共同提案国：アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、**日本**、ヨルダン、クウェート、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、サウジアビア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、

旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、ウクライナ

修正案 L.28、L.29、L.30、L.31 の提案: ロシア連邦

一般コメント: 英国、スロヴァキア(欧州連合を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、オーストラリア、スイス

当該国ステートメント: シリア・アラブ共和国

修正案 L.28 票決前ステートメント: ドイツ、メキシコ

賛成 10 票、反対 21 票、棄権 15 票で修正案 L.28 を否決

修正案 L.29 票決前ステートメント: 英国、オーストラリア

賛成 7、反対 22 票、棄権 16 票で修正案 L.29 を否決

修正案 L.30 票決前ステートメント: ベルギー、カタール

賛成 10 票、反対 21 票、棄権 15 票で修正案 L.30 を否決

修正案 L.31 票決前ステートメント: スロヴァキア、ジョージア

賛成 9 票、反対 21 票、棄権 16 票で修正案 L.31 を否決

L.20 票決前ステートメント: エクアドル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、キューバ、中国、メキシコ・ブラジル、イラク、エジプト

賛成 26 票、反対 5 票、棄権 15 票で、決議を採択

票決結果: 賛成 26 票: オーストリア、ベルギー、ブラジル、チリ、コーティヴォワール、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、**日本**、メキシコ、パナマ、ペルー、カタール、韓国、ルワンダ、サウジアラビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、トーゴ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国

反対 5 票: ブルンディ、中国、キューバ、イラク、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 15 票: アフガニスタン、アンゴラ、コンゴ民主共和国、エジプト、エチオピア、ケニア、キルギスタン、モンゴル、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、セネガル、南アフリカ、チュニジア

議事項目 4 の下での決議採択後ステートメント: キューバ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ブラジル

7月6日(金)午後

議事項目 1(継続)

決議の採択(継続)

17. 社会フォーラム(A/HRC/38/L.2)

主提案国: キューバ

共同提案国: 朝鮮人民民主主義共和国、ニカラグア、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

採択前ステートメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)

コンセンサスで決議を採択

18. 人権侵害防止への人権理事会の貢献(A/HRC/38/L.19/Rev.1)

主提案国: ノルウェー、スイス

共同提案国: アフガニスタン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ブルガリア、ブルキナファソ、コロンビア、クロアチア、チェキア、エルサルバドル、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ハイティ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ルーマニア、シエラレオネ、スロヴァキア、スペイン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、ウルグアイ、ザンビア

修正案 L.27 の提案: ロシア連邦

一般コメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)、チュニジア、アラブ首長国連邦、ジョージア、ブラジル

修正案票決前ステートメント: スイス、クロアチア

賛成 13 票、反対 19 票、棄権 14 票で、修正案 L.27 を否決

L.19/Rev.2 票決前ステートメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、英国、南アフリカ、エジプト、中国

賛成 28 票、反対 9 票、棄権 8 票で、口頭で修正の決議を採択

票決結果: 賛成 28 票: アフガニスタン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、チリ、コーティヴォワール、クロアチア、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、イラク、日本、メキシコ、モンゴル、ネパール、パナマ、ペルー、カタール、韓国、ルワンダ、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スイス、トーゴ、チュニジア、英国

反対 9 票: ブルンディ、中国、キューバ、エジプト、キルギスタン、サウディアラビア、南アフリカ、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

棄権 8 票: アンゴラ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エチオピア、ケニア、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン

19. 民主主義と人種主義の間の不適合性(A/HRC/38/L.11)

主提案国: ブラジル

共同提案国: アンゴラ、アルゼンチン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、チリ、キプロス、エクアドル、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、マダガスカル、メキシコ、モンテネグロ、ニカラグア、ナイジェリア、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、サンマリノ、スロヴェニア、スペイン、チュニジア、トルコ、ウルグアイ

一般コメント: 英国、パナマ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: オーストラリア

20. コンゴ民主共和国への技術支援とカサイ地域での出来事に関する説明責任

主提案国: トーゴ(アフリカ・グループを代表)

一般コメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)、エジプト

当該国ステートメント: コンゴ民主共和国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

議事項目 10 の下での決議採択後ステートメント: スロヴァキア(欧州連合を代表)、ブラジル

2つの調査の提出期限を延期するようとの諮問委員会の要請に関する決定

異議なく延期を承認

作業部会委員の任命

1. Githu Muigai(ケニア)を人権と多国籍業及びその他の企業の問題に関する作業部会のアフリカ諸国からの委員に任命
2. Elzbieta Karska(ポーランド)を人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会の東欧諸国からの委員に任命
3. Socha Maclead(英国)を人権を侵害し民族自決権の行使を妨げる手段としての機構の利用に関する作業部会委員に任命

第 38 回理事会報告書

Juan Eduardo Eguiguren 人権理事会副議長・報告者

暫定的に第 38 回理事会報告書を採択

オブザーヴァー諸国ステートメント

フランス、インド、ジブティ

閉会ステートメント

ロシア連邦、カナダ、パキスタン、ブラジル、国際人権サービス、Centre Europe Tiers Monde

閉会挨拶

Vojiskav Suc 人権理事会議長

第 39 回人権理事会は、2018 年 9 月 10 日から 28 日まで

以 上